

平成30年版/平成29年度決算

日新火災の現状 2018

To Be a **Good Company**

はじめに

る説明資料)です。

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。 このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について わかりやすく説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状 2018」を作成しました。

本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸いです。 2018年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関す

会社の概要 (2018年7月1日現在)

社 名 日新火災海上保険株式会社

本店所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地 日新火災総合サービス株式会社

TEL 03-3292-8000(大代表)

取締役社長 村島 雅人

創 業 1908年(明治41年)6月10日

資本金 203億円 従業員数 2,260名 代理店数 13,607店

HPアドレス https://www.nisshinfire.co.jp/

子会社

日新火災総合サービス株式会社 日新情報システム開発株式会社

ユニバーサルリスクソリューション株式会社 日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2018年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、 サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

目次

トップメッセージ2
お客さまにご満足いただくために4
トピックス11
東京海上グループについて
東京海上グループ概要14
東京海上グループについて16
日新火災の経営について
日新火災の経営戦略20
代表的な経営指標21
2017年度の事業概況26
内部統制基本方針
コーポレートガバナンスの状況30
CSR(企業の社会的責任)の考え方32
コンプライアンスの徹底39
情報開示、情報提供活動
勧誘方針45
リスク管理46
資産運用50
個人情報への対応51
募集制度54
商品・サービスについて
保険の仕組み58
個人向け保険商品62
個人向けサービス64
企業向け保険商品66
小学向けせ _レフ 67

新商品の開発状況および約款・	
料率の改定	68
業績データ	
事業の状況	70
経理の状況	82
コーポレートデータ	
沿革1	20
株式の状況1	21
会社の組織1	23
役員の状況1	24
従業員の状況1	27
企業集団の状況1	28
設備の状況1	30
損害保険用語の解説1	31
店舗の一覧1	
店舗ネットワーク1	

トップメッセージ



取締役社長 村島雅人

平素より、皆さまには日新火災をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

2018年6月の大阪府北部を震源とする地震および7月の西日本を中心とした台風・豪雨により、各地に大きな被害が生じました。被害に遭われた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、損害保険会社としての社会的責任を果たすべく、被災されたお客さまへ迅速かつ適正に保険金をお支払いできるよう、全国の社員および被災地の代理店が全力を挙げて対応を進めてまいります。

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すこと を経営理念に掲げ、その実現に向けて取り組んでおります。

2017年度までの3年間で取り組んでまいりました、前中期経営計画におきましても、お客さまに寄り添う気持ちを大切に、当社の使命である「事故や災害の際に最もダメージを感じやすいリテールのお客さまをお守りすること」を徹底して追求してまいりました。お客さまにとってシンプルでわかりやすく、独自性のある商品の開発にも引き続き取り組み、2017年度は、神社仏閣特有の事故を補償する火災保険「ビジネスプロパティ(企業

経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、 最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

- ◆ 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとって わかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- ◆ 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示 に努め、株主の負託に応えます。
- ◆ 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、 相互の発展をはかります。
- ◆ 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業 風土を築きます。
- ◆ 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の 地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

財産総合保険)神社仏閣プラン」や、「シンプルでわかりやすい」を追求した動産を補償する保険「Mono保険 (財産補償保険)」を開発し、販売を開始しました。

2018年度は、東京海上グループおよび当社の新中期経営計画の初年度にあたります。これまで進めてまいりました事業構造改革の成果を、リテールマーケットでの確かな成長につなげるとともに、中長期的に予測される事業環境の変化を見据えた準備にも取り組んでまいります。「ビジネスモデルのさらなる進化」と「社員一人ひとりの成長」を柱に、日々新たな挑戦を続け、長期ビジョン「代理店とともに『当社ならでは』の価値をお届けすることで、お客さまから選ばれ成長する国内オンリーワンのリテール損害保険会社」の実現を目指してまいります。

これからも当社は、経営理念の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてまいる所存でございます。今後とも 一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2018年7月

お客さまにご満足いただくために

お客さま本位の業務運営

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げています。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品と、ご満足いただけるサービスを提供し、地域社会の発展に貢献するよう取り組んでいます。

また、お客さまをはじめとした社会からの要請に応えることをコンプライアンスと捉え、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものであるとの認識のもと、事業活動のあらゆる局面において、その徹底を最優先にしています。

そして、お客さまに寄り添い、多様化するニーズを鋭敏に 捉えながら、「お客さま本位」の保険事業をより徹底していく ために「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、その方針に基づいた具体的な取り組みを強化しています。

社会環境が大きく変化し、リスクも多様化する中で、保険 事業の存在意義は、お客さまの暮らしや事業の安心・安全・安 定に貢献することであり、事故や災害といった非日常的な状 況の中でも、お客さまに安心していただくための「寄り添う力 の担い手」となることが、当社に求められている使命です。

当社は、これからも、お客さまに寄り添う気持ちを大切に、「事故や災害の際に最もダメージを感じやすいリテールのお客さまをお守りすること」を徹底して追求し、真に必要とされる良い会社"Good Company"を目指し、代理店と一体となって努力し続けてまいります。

お客さま本位の業務運営方針

運営方針1 お客さまの声を活かした業務運営

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に活かしてまいります。

運営方針2 保険募集

お客さまを取り巻くリスクや、お客さまのご意向を把握した上で、ご契約を締結するに際して必要な情報を提供しながら、ふさわしい商品・サービスを提案するよう努めてまいります。

運営方針3 保険金のお支払い(損害サービス)

お客さまのご加入されている保険契約の内容に基づいて、お支払いが可能な保険金をお客さまに漏れなく案内し、 迅速かつ適切にお支払いするよう努めてまいります。

運営方針4 運営方針の浸透に向けた取組み

代理店や社員が常にお客さま本位の行動をしていくために、研修体系の整備や運営方針の浸透に向けた取組みを推進してまいります。

運営方針5 利益相反等の管理

「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反等の管理に努めてまいります。

「お客さまの声 | への対応

♪「お客さまの声」対応基本方針

当社は、「お客さまの声」対応基本方針を策定し、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質の向上を目指し、取り組んでいます。また、「お客さまの声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」対応基本方針

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に活かします。

■ 「ISO 10002」規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメントー顧客満足ー組織における苦情対応のための指針)」に準拠した業務態勢見直しを行い、2008年7月に対外的に公表しました。

ISO10002は2004年に発行された国際規格です。当社では、規格への適合を維持するためにISO10002に準拠した内部監査の実施等で定期的に規格への適合を確認しています。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

▶ 「お客さまの声」の受付窓口

当社ではお客さまの契約を担当する代理店を通じて、また全国の営業・損害サービス拠点、テレフォンサービスセンター、お客さま相談室のほか、ホームページでも「お客さまの声」を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

■最寄りの営業・損害サービス拠点

(P.134 [店舗の一覧]をご参照ください。)

契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業拠点(サービス支店・支社)に、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービス拠点(サービス支店・支社、サービスセンター)にお問い合わせください。

(受付時間 9:00~17:00・土日祝除く)

■テレフォンサービスセンター

・保険金の請求に関するご相談やご不満を「サービス24」 でお受けしています。

0120-25-7474(受付時間 24時間365日)

・当社の商品やサービスに関するご相談やお問い合わせを 日新火災テレフォンサービスセンターでお受けしています。 0120-616-898

(受付時間 平日9:00~20:00 土日祝9:00~17:00) 2017年度は60,343件のお問い合わせ等を承りました。そのうち1,332件が「苦情と不満」となっています。

■お客さま相談室

相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置し、お客さまからのご意見やご要望および当社や当社代理店へのご不満を承っています。

0120-17-2424(受付時間 9:00~17:00・土日祝除く) 2017年度は2,866件のご相談等を承りました。そのうち 530件が「苦情と不満」となっています。

■ホームページ照会窓口

(https://www.nisshinfire.co.jp/)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用ページを設け、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、当社へのご意見等を承っています。

お客さまにご満足いただくために

▶ アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的にお聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施しています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、より 一層お客さまにご満足いただけるよう代理店とともにサー ビス品質の向上を図っていきます。

■契約手続きに関するアンケート

契約手続き時の対応に関するアンケートをインターネット上で実施しており、2017年度はご回答いただいた85.9%のお客さまからご満足の評価をいただいています。

【お客さまの声】

- ・ 今回、他社からの切り替えではじめて日新火災にお願い したのですが、親切丁寧で、わからないことにもすべて答 えていただき、提案もしていただいたので安心して契約で きました。
- ・ 代理店には日頃から丁寧な対応をしていただき助かって います。

■保険金のお支払いに関するアンケート

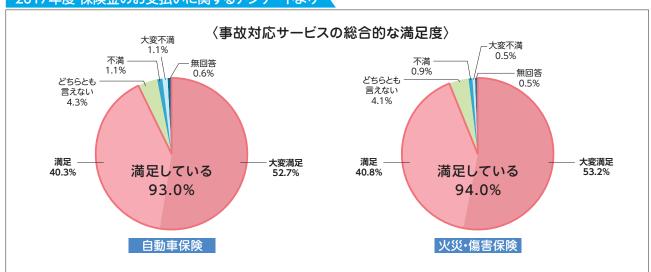
保険金のお支払い後に、事故対応サービスに関するアンケートを実施しています。2017年度はお客さまから28,570件のご回答をいただきました。

アンケートでは、事故受付から保険金をお支払いするまで の事故対応サービス全般や、担当者・代理店による対応へ のお客さまの評価を伺っています。

【お客さまの声】

- ・ 事故を起こして慌てていたり不安なとき、的確に指示を出して励ましてくれました。事故を起こしたのははじめてでしたが、困っているときに助けていただき、大変ありがたく思いました。
- ・相手方の保険会社と話をするのが、事故を思い出してとて も辛かったので、間に入ってもらい、精神的にとても助かり ました。どんな些細な質問にも丁寧に答えてくださり、親 身になって対応していただいたことに感謝しています。
- ・事故を起こした後、フォローしていただき、何も心配することなく生活することができました。常に相手の気持ちに立って対応してくれていることが、どの連絡からも伝わってきました。
- ・事故連絡後、精神的に不安だった待ち時間に迅速に駆け つけて対応してくださいました。優しい気遣いに感謝しま す。相手方を何度も訪問してくださったことにも、感謝の 気持ちでいっぱいです。
- ・事故直後、代理店とすぐに連絡が取れ、適切な行動のアドバイスをいただけました。また、日新火災担当者からもすぐに連絡をいただくことができ、とても安心できました。 代理店、日新火災担当者の両方から頻繁に連絡をいただけましたので、安心して事故に向き合うことができました。また説明も丁寧でわかりやすく、解決に至るすべての対応に大変満足しています。

2017年度 保険金のお支払いに関するアンケートより



お客さまからの苦情への対応

▶ 「苦情 | とは

当社では、「お客さまから不満足の表明があったもの」を 「苦情」として受け止めています。いただいた苦情には、迅速 かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見 として業務改善にいかしています。

▶ 「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」により、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を登録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等は当社ホームページにも開示しています。

(https://www.nisshinfire.co.jp/)

■苦情受付件数

	2016年度	2017年度
1. 契約・募集行為		
(1)商品内容(補償内容等)	13	7
(2)契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	205	163
(3) 募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	99	67
(4) 契約内容・条件等の説明不足・誤り	384	389
(5)契約の引受(条件、制限等)	21	22
(6)保険料の計算誤り	40	31
(7)接客態度	64	82
(8) 帳票類(申込書、請求書、パンフレット等)の内容	31	15
(9) その他	74	89
小計	931	865
2. 契約の管理・保全・集金		
(1)証券未着・誤り	60	36
(2)分割払・口座振替対応	86	62
(3)契約の変更手続き	266	256
(4)契約の解約手続き	235	248
(5)満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	5	2
(6)接客態度	25	39
(7) その他	112	90
小計	789	733
3. 保険金		
(1) 保険金のお支払い金額	215	234
(2)対応の遅れ・対応方法	629	649
(3)保険金お支払いの可否	30	30
(4)接客態度	349	384
(5) その他	2	4
小計	1,225	1,301
4. その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	25	43
合 計	2,970	2,942

▶ 中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界に関連した紛争解決機関

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と

手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぱADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター の連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808 IP電話から 03-4332-5241 (受付時間:平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご参照ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

♪ 「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人自賠責保険•共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

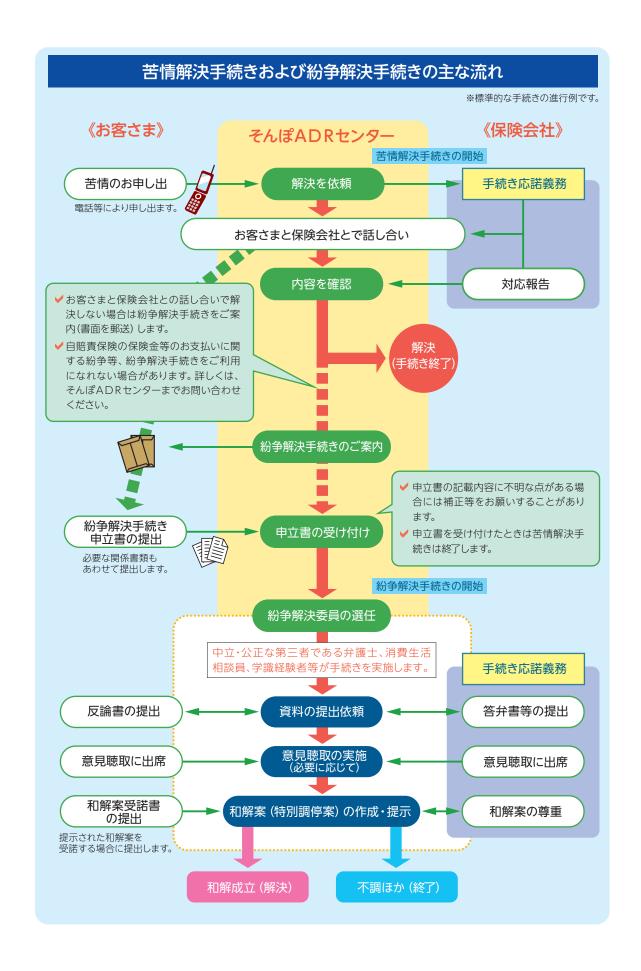
詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。 (http://www.jibai-adr.or.jp/)

公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご参照ください。 (http://www.jcstad.or.jp/)

お客さまにご満足いただくために



「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

業務品質向上委員会

お客さまにご満足いただけるサービスを提供するため「業 務品質向上委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進しています。

■ 顧客保護委員会

真のお客さま本位を実現させるため、委員の過半数を社 外委員とした「顧客保護委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」に加え、お客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

お客さまの声活用システム

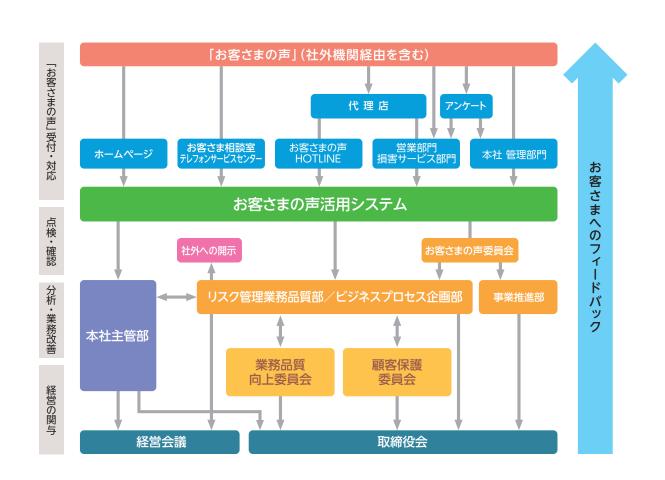
お客さまの声を施策にいかすため「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの視点に立った「社員の声」等を「お客さまの声活用システム」に入力し、受け付けた内容から対応の経過をすべて一元管理しています。

2017年度は5.138件の「声」を承りました。

▶ お客さまの声委員会

損害サービスに関する苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検等を行うため、「お客さまの声委員会」を各事業部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払いに努めています。

「お客さまの声」対応態勢



お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」をもとに実施した改善事例

事例1 ロードサービス (ドライビングサポート24) のサービス拡張

<お客さまの声>

ドライビングサポートのけん引・搬送距離は100kmだが、他社はもっと長いため延長してほしい。また、タイヤ脱輪時の引き上げ・引き下ろしの無料サービスの対象本数が1本のみとなっているが、増やしてほしい。

<改善事例>

2018年1月保険始期分より、自家用8車種の場合、無料けん引・搬送距離を200kmに延長しました。引き上げ・引き下ろしサービスはタイヤの本数に関わらず、作業費用合計10万円分までを無料サービスとしました。

事例2 火災保険の申込書のレイアウトを改善

<お客さまの声>

火災保険 (ビジネスプロパティ) の申込書に印字されている特約名がコードのみで、契約内容がわかりにくい。また、自動付帯の特約はその旨記載してほしい。

<改善事例>

申込書のレイアウトを改善し、特約名や自動的にセットされる特約の説明を記載しました。

事例3 自動車保険更新サポート制度の導入

<お客さまの声>

何かの事情で自動車保険の継続手続きができない場合とても不安である。契約者から更新しない旨の申し出がない場合には補償が継続されるようにできないか。

<改善事例>

ノンフリート契約について、更新特約(正式名称:保険契約の更新に関する特約)を付帯することにより、満期までに継続手続きがなされず、かつ、お客さまから更新しない旨のお申し出がない場合に「前回同水準コース」で契約を自動更新する「更新サポート制度」を導入しました。

事例4 自賠責保険の満期案内はがきの記載を改善

<お客さまの声>

自賠責保険の満期案内はがきが届き、手続きをしようとしたが、満期日まで1ヵ月以上あったためできなかった。満期案内はがきに手続き期間の記載はあるが、文字が小さくてわからなかった。

<改善事例>

2018年7月満期契約分より、満期案内はがきに「車検のない原付・軽二輪の自賠責保険のご継続お手続きは右記満期日の1ヵ月前からできます。」と太字で記載しました。

事例5 パンフレットの改善

<お客さまの声>

自動車保険のパンフレットの配色が全体的に薄く、文字も 細く小さいため、見えにくい。

<改善事例>

どなたにも見やすいパンフレットになるよう、ユニバーサルデザインを取り入れ、全面的にリニューアルしました。 (UCDAアワード2016「情報のわかりやすさ賞」受賞)

事例6 重要事項説明書の改善

<お客さまの声>

火災保険の重要事項説明書がA3サイズの2つ折りの紙2枚で構成されているが、どこからどのように読み進めていったらよいかわかりにくい。

<改善事例>

重要事項説明書にページ番号を表示し、読み進めやすく しました。

トピックス

■ 個人向け火災保険にマンションの管理状況 に応じた新割引を導入

当社が業務提携する一般社団法人日本マンション管理士会連合会では、マンション管理の質を高めることを目的に「マンション管理適正化診断サービス」を無料で実施しています。管理組合の活動状況等、マンションの管理状況全般を診断し、診断結果は「S·A·B」の評価を付した診断レポートとして管理組合に提供しています。

当社は、適切な管理が行われているマンションにはより割安な保険料で商品を提供したいと考え、マンションの管理状況に応じた割引「S評価割引」を、個人向け火災保険「住宅安心保険」および「住自在(すまいの保険)」に導入しました。「マンション管理適正化診断サービス」を受けたマンションが、最も高い「S」評価を獲得している場合、区分所有者の方は専有部分(建物)の保険契約について、5%割り引いた保険料でご加入いただけます。

今後も当社は商品の販売を通じて、マンションの住環境 の維持・向上に貢献していきます。



事 寺社向けの火災保険「神社仏閣プラン」の開発 ∼発売を記念し、京都古文化保存協会へ消火器を寄贈~

神社や寺院の建築物は、「特殊な技術が多用されている」 「建築後の年数が経過している」等の理由により、その建物 の評価が難しく、適切な評価額で火災保険を契約すること が困難なケースが多くあります。

こうした状況の中、専門の鑑定人が寺社の建築物を無料で評価する当社の「物件調査サービス」が大変好評をいただいております。これを受け当社は、寺社関係者の皆さまのニーズにさらにお応えしたいと考え、事業者向け火災保険「ビジネスプロパティ(正式名称:企業財産総合保険)」に、神社仏閣特有の事故を補償する「神社仏閣プラン」を新設し、2017年10月より販売を開始しました。

また、当社は、本商品の発売を記念し、公益財団法人京都 古文化保存協会へ、消火器265本を寄贈しました。神社仏 閣等の貴重な文化財を、火災の被害からお守りすることを 目的としており、同協会への寄贈は、1966年(昭和41年)、 2009年(平成21年)に次ぐ、3回目となります。寄贈した消 火器は、伏見稲荷大社や清水寺をはじめとする京都府下の 寺社等106カ所に配置されています。

今後も当社は、お客さまをお守りする新商品の提供やさまざまな活動を通じて、地域・社会へ貢献していきます。

〈贈呈式の様子〉



トピックス

▶ シンプルでわかりやすい 「Mono保険(財産補償保険)」の開発

従来当社では、動産総合保険、機械保険、運送保険等、複数の物保険商品を取り扱ってきましたが、補償内容や引受方法が商品ごとに異なっており、複雑でわかりにくい面がありました。

これを受け、お客さまにとって「シンプルでわかりやすい」 商品を提供すべく、従来の商品ラインナップを整理し、「Mono保険(財産補償保険)」に統一し、2017年10月より販売を開始しました。本商品は、補償内容を統一したほか、リスク区分をこれまでの237区分から6区分にするなど、大幅な簡素化も実現しました。

当社はこれからも、お客さまにとって「シンプルでわかりや すい | 商品の開発に取り組んでいきます。



■ 職場と家族のコミュニケーションを深めよう! 「日新Family Day」を初開催

当社は、2017年8月23日に東京本社にて「日新Family Day」を開催しました。

これは、家族に働く環境や姿を見てもらい、会社や仕事への理解や興味を持ってもらうとともに、社員の家族との交流を通じて社員同士の相互理解を深め、社員のワークライフバランスに対する意識を高めることを目的とした取り組みです。

初開催となった本イベントには、31組86名の社員とその家族が参加し、名刺交換体験や、CSR活動の一環として行っているミサンガづくり体験のほか、アンプティサッカー*の講演会・体験会等を行いました。

今後も当社は、社員が働きやすい職場環境づくりに取り 組んでいきます。

※アンプティサッカーとは、主に上肢、下肢の切断障がいを 持った選手がプレーするサッカーです。



社員とその家族で記念撮影



社員との名刺交換の様子



アンプティサッカー体験の様子

東京海上グループについて

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

東京海上グループ概要

東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営 資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2018年7月1日現在)

東京海上日動 日新火災 イーデザイン損保 東京海上ミレア少額短期 東京海上ウエスト少額短期

東京海上日動あんしん生命

国内損害保険事業

Tokio Marine North America, Inc.
Philadelphia Consolidated Holding Corp.
Tokio Marine America Insurance Company
Delphi Financial Group, Inc.
HCC Insurance Holdings, Inc.
Tokio Marine Kiln Group Limited
Tokio Marine Middle East Limited
Tokio Marine Seguradora S.A.

Tokio Marine Seguradora 3.A.

Tokio Marine Asia Pte. Ltd.
東京海上日動火災保険(中国)有限公司

Tokio Millennium Re AG

海外保険事業

お客様

金融事業

国内生命保険事業

東京海上アセットマネジメント [プライベート・エクイティ・ファンド事業]

[メザニン・ファンド事業] 東京海上メザニン

東京海上キャピタル

[投資顧問業·投資信託業]

等

一般事業

[リスクコンサルティング事業] 東京海上日動リスクコンサルティング

[総合人材サービス事業] 東京海上日動キャリアサービス

[ファシリティマネジメント事業] 東京海上日動ファシリティーズ

[トータルヘルスケアコンサルティング事業] 東京海上日動メディカルサービス

[シルバー事業]

東京海上日動ベターライフサービス

[アシスタンス事業]

東京海上アシスタンス

[保険代理業]

東京海上日動あんしんコンサルティング

等

主な保険事業会社

国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社

創業:1879年8月1日 資本金:1,019億円

正味収入保険料:2兆1,447億円

総資産:9兆6,698億円 従業員数:17,483名

本店所在地:東京都千代田区丸の内1-2-1

(2018年3月31日現在)



日新火災海上保険株式会社

創業:1908年6月10日 資本金:203億円

正味収入保険料:1,418億円

総資産:4,148億円 従業員数:2,260名

本店所在地:東京都千代田区神田

駿河台2-3

(2018年3月31日現在)



国内生命保険事業

Life Insurance Business

Non-life Insurance Business

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日: 1996年8月6日

資本金:550億円

保険料等収入:9,081億円 総資産:7兆2,139億円 従業員数:2,573名

本社所在地:東京都千代田区丸の内1-2-1

東京海上日動ビル新館

(2018年3月31日現在)



海外保険事業

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業:1962年

正味収入保険料:3,183百万米ドル

総資産:10,657百万米ドル

従業員数:1,944名

本社所在地:米国ペンシルバニア州

バラキンウィッド

(2017年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Delphi Financial Group, Inc.

創業:1987年

保険料及び手数料収入: 2,297百万米ドル

総資産: 21,140百万米ドル

従業員数: 2,534名

本社所在地:米国ニューヨーク州

ニューヨーク市

(2017年12月31日現在 現地財務会計ベース)



HCC Insurance Holdings, Inc.

創業:1974年

正味収入保険料:3,139百万米ドル

総資産: 11,754百万米ドル

従業員数: 2,678名

本社所在地:米国テキサス州ヒューストン

(2017年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業:1962年

正味収入保険料:998百万英ポンド

総資産: 2,461百万英ポンド 従業員数: 752名

従業員数:752名

本社所在地:英国ロンドン

(2017年12月31日現在 現地財務会計ベース)





海外拠点:38の国・地域

• 駐在員数: 290名

• 現地スタッフ数:約24,000名

クレームエージェント数:約250拠点 (サブエージェントを含む)

(2018年3月31日現在)

東京海上グループについて

東京海上グループについて

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

グループ中期経営計画「To Be a Good Company 2020」

2018年度から3カ年の中期経営計画「To Be a Good Company 2020」がスタートいたしました。今後予想される環境変化を飛躍のチャンスとし更なる成長を目指していくためには、「最適なポートフォリオ」、「強力なグループシナジー」、「Leanな経営態勢」、「グローバル経営基盤」からなる「将来のグループ像」を目指す必要があり、本中期経営計画では、そうした「将来のグループ像」の実現に向けた収益基盤を構築すべく、重点課題である「ポートフォリオの更なる分散」、「事業構造改革」、および「グループー体経営の強化」に取り組んでまいります。その結果として、「修正純利益:3~7%CAGR、修正ROE:10%以上」を目指します。

1. 中期経営計画「To Be a Good Company」の概要

前中期経営計画(2015~2017)

持続的利益成長

修正純利益

4,000億円程度 (→実績:3,970億円*1)

修正ROE

9%台後半 (→実績:10.0%*¹)

主な取組と成果

- ・グループ目標を達成(国内損保で目標を上回る事業別利益)
- ・HCC買収による更なる事業 分散
- 生保事業での低金利対応

中期経営計画 (2018~2020)

「将来のグループ像」の実現 に向けた収益基盤の構築

修正純利益

3~7%CAGR**2 **修正ROE** 10%以上

重点課題

- ・ポートフォリオの更なる分散
- 事業構造改革
- ・グループ一体経営の強化

将来のグループ像

環境変化を飛躍のチャンスとし、 更なる成長を目指していく

修正純利益

5,000億円超 **修正ROE** 12%程度

目指す姿

- 最適なポートフォリオ
- ・強力なグループシナジー
- ・Leanな経営態勢
- ・グローバル経営基盤

環境認識

取組内容

- ・テクノロジーの進展、社会構造の変化による保険ニーズの大きな変化
- ・自然災害の大規模化、地政学リスクといった不確定要素の拡大
- ・保険マーケットのソフト化や低金利環境といった厳しい事業環境
- ※1 2015年3月末為替を前提とし、自然災害等を平年並みに補正。加えて2017年度は米国税制改革による一時的な影響および為替変動の影響を控除
- ※2 2018年3月末為替を前提とし、自然災害等を平年並みに補正した2017年度実績(3,720億円)をベースとした年平均成長率

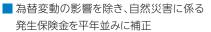
2. 中期経営計画の業績指標(事業分野別の事業別利益)

国内損保事業(東京海上日動)

国内生保事業(あんしん生命)

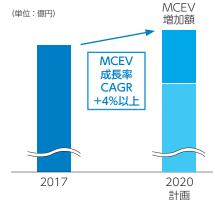
CAGR=年平均成長率 MCEV=市場整合的エンベディッド・バリュー





※1 消費税率引上げ・債権法改正の影響約△280億円(税 後)を含む





年度末MCEV*2	12,487	14,170
事業別利益*3	990	830

- ※2 2017年度は株主配当支払後の金額 2018年度予想と2020年度計画は株主配当支払前の 金額
- ※3 株主配当支払前の金額

海外保険事業



補正ベース

為替変動の影響を除き、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

米国税制改革による一時的な影響を控除

※4 2020年度計画からも米国税制改革による影響を控除 した場合のCAGRは8%程度

経営指標の定義

グループ全体の利益指標(修正純利益)

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いており、 具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益*1

連結当期純利益*2+異常危険準備金繰入額*3

- + 危険準備金繰入額*3+価格変動準備金繰入額*3
- ALM*4債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- + のれん・その他無形固定資産償却額
- 固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等
- 修正純資産*1

連結純資産+異常危険準備金+危険準備金+価格変動準備金

- のれん・その他無形固定資産
- 修正ROE=修正純利益÷修正純資産*5
- ※1 各調整額は税引後
- ※2連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」
- ※3戻入の場合はマイナス
- ※4 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外
- ※5平均残高ベース

事業別の利益指標(事業別利益)

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1)損害保険事業※1

当期純利益+異常危険準備金等繰入額*2

- + 価格変動準備金繰入額*2
- ALM*3債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等
- ※単体の純利益を起点としているため、のれん等の償却費は含まれない

(2)生命保険事業※4

EV*5の当期増加額(Market Consistent EVを用いる)

- + 増資等資本取引
- (3) その他の事業
- 財務会計上の当期純利益
- ※1 各調整額は税引後
- ※2戻入の場合はマイナス
- ※3 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして例外
- ※4一部の生保については「その他の事業」の基準により算出(利益については本社費等を 控除)
- **5 Embedded Valueの略。純資産価値に、保有契約から得られるであろう利益の現在価値を加えた影響

日新火災の経営 について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2017年度の事業概況	26
内部統制基本方針	28
コーポレートガバナンスの状況	30
CSR(企業の社会的責任)の考え方	32
コンプライアンスの徹底	39
情報開示、情報提供活動	44
勧誘方針	45
リスク管理	46
資産運用	50
個人情報への対応	51
募集制度	54

日新火災の経営戦略

日新火災の中期経営計画「NEXT CHALLENGE 2020」

当社は、2018年4月から3ヵ年の中期経営計画をスタートさせました。

本計画の策定にあたり、「代理店とともに『当社ならでは』の価値をお届けすることで、お客さまから選ばれ成長する国内オンリーワンのリテール損害保険会社」を、当社が長期的に目指す姿「長期ビジョン」として定めています。

2018年度からの3年間はこの「長期ビジョン」の実現に向けたマイルストーンとして位置づけ、「日新モデル*の進化」と「社員一人ひとりの成長」を柱に、日々新たな挑戦を続けていきます。

※日新モデルとは、地域に密着し、お客さまから最も信頼される代理店とともに、シンプルでわかりやすく納得価格の商品と質の高い損害サービスを、お客さまに提供するビジネスモデル。

1. 全体像



2. 概要

- ■これまで進めてきた事業構造改革の成果を、リテールマーケットでの確かな成長につなげるとともに、中長期的に予測される 事業環境の変化を見据えた準備にも取り組んでいきます。
- ■「独自商品・独自サービスの提供」「販売基盤強化」の各施策をさらにレベルアップし、「当社ならでは」の価値をつくり、お届けしていくことを追求します。
- ■社員一人ひとりの成長が、事業の持続的・安定的な成長と、お客さまへの「当社ならでは」の価値提供の原動力であると捉え、社員一人ひとりの活躍の場を広げ、成長と働きがいの向上を促す環境整備を推進します。

代表的な経営指標

2017年度 代表的な経営指標

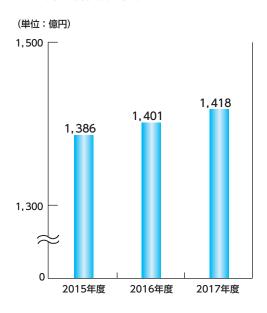
	年度	2016年度(平成28年度)	2017年度(平成29年度)
正明	未収入保険料(対前期増減率)	140,118百万円(1.0%)	141,820百万円(1.2%)
正明	未損害率	59.0%	59.7%
正明	未事業費率	33.1%	33.5%
保险	矣引受利益(対前期増減率)	8,121百万円(3.1%)	5,314百万円(△34.6%)
経済	亨利益(対前期増減率)	9,019百万円(△7.2%)	7,574百万円(△16.0%)
当其	月純利益(対前期増減率)	6,579百万円(7.0%)	5,346百万円(△18.7%)
単位	「ソルベンシー・マージン比率	1,325.5%	1,321.2%
総資	登産額	417,919百万円	414,872百万円
純資	登産額	103,808百万円	101,020百万円
その)他有価証券評価差額	35,823百万円	38,589百万円
リス	スク管理債権	_	_
資	Ⅱ分類	1,153百万円	307百万円
資産の自己査定結果	Ⅲ分類	102百万円	104百万円
査定結	Ⅳ分類	31百万円	0百万円
果	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	1,287百万円	412百万円

代表的な経営指標

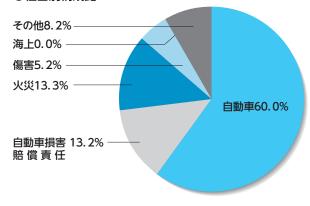
正味収入保険料(対前期増減率)

1,418億円(1.2%)

●正味収入保険料の推移



●種目別構成比



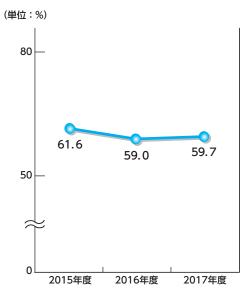
●正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

59.7%

●正味損害率の推移



●正味損害率

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

33.5%

●正味事業費率の推移



●正味事業費率

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

53億円(△34.6%)

●保険引受利益の推移



●保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

75億円(△16.0%)

●経常利益の推移



●経常利益

正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

53億円(△18.7%)

●当期純利益の推移



●当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取り引きによって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

単体ソルベンシー・マージン比率

1,321.2%

●単体ソルベンシー・マージン比率の推移



●ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

4,148億円

●総資産の推移



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借 対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資 産規模を示すものです。

代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。 損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

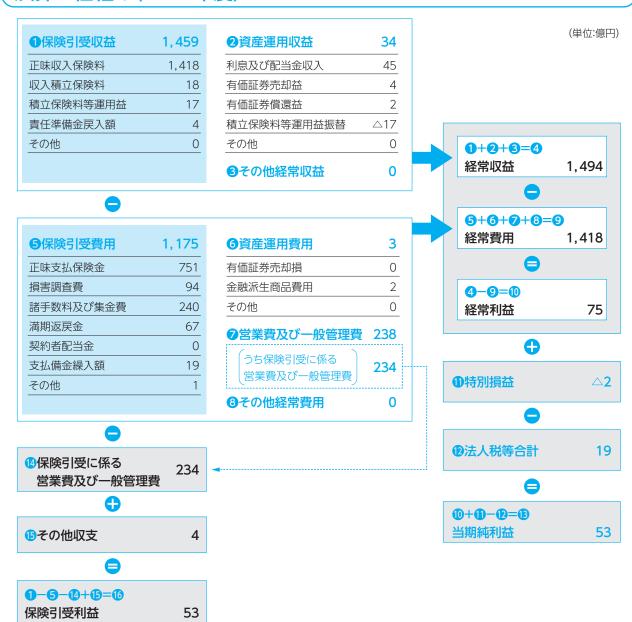
●リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されます。 ※2017年度末時点においてリスク管理債権はありません。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。 具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、I、II、II 、II 、II 、II の4段階に分類します。 このうち、I 分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産です。I 、II 、II 、II 分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産です。I 、II 、II

決算の仕組み(2017年度)



取得格付※(2018年7月1日現在)

格付投資情報センター(R&I)

人人 (発行体格付)

※最新の格付は、東京海上ホールディングス(株)のホームページ等でご確認ください。 (http://www.tokiomarinehd.com/ir/stock/rating.html)

2017年度の事業概況

事業の経過および成果等

当年度のわが国経済は、緩やかに拡大しました。海外経済が緩やかな成長を続ける中で輸出が増加基調となり、また、設備投資についても企業収益や業況感が改善する中で増加傾向となりました。個人消費についても、雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかに増加しました。

損害保険業界では、国内の景気が堅調であったことを受け、火災保険や企業向けの新種保険が好調に推移しました。一方で、海外展開を進める大手社を中心に海外の自然災害(ハリケーン、地震、山火事等)の影響を大きく受けました。

こうした状況の中、当社は、中期経営計画「改革2017」に おいて目指すビジョンである「競争力があり、収益の率とそ の安定性が高い会社」を実現するため、各施策を積極的に推 進してまいりました。

当期の取り組みの経過およびその成果は、以下のとおりです。

▶新商品の開発

当年度も、お客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手 社とは一線を画した独自性のある新商品の開発に注力しま した。

分譲マンション向けの火災保険としては、2015年に管理組合向け火災保険「マンションドクター火災保険」を発売し、マンションの管理状況に応じた割引を導入しておりましたが、このたび、個人向け火災保険「住宅安心保険」および「住自在(すまいの保険)」にも、マンションの管理状況に応じた割引「S評価割引」を導入いたしました。

また、補償内容や引受方法が異なるなど複雑でわかりにくい面があった物保険商品(動産総合保険、機械保険、運送保険、盗難保険等)を統合し、お客さまにとってシンプルでわかりやすい商品とした「Mono保険(財産補償保険)」を開発し、販売を開始しました。

▶ 損害サービス

損害サービスを通じたお客さま満足度の向上を目指し、迅速・適切な保険金支払いとお客さまの期待を超える「感動サービス」の提供の徹底実践に取り組みました。具体的には、お客さま専任担当者による「新業務プロセス」(初動時にお客さまの期待を把握し、それに応える事案対応を強化するもの)の提供を徹底したほか、各拠点でアンケート回答を起点とした品質の改善に取り組みました。その結果、お客さま満足

度は前年度に比べ向上しており、着実に成果に結びついています。

▶トップラインの拡大

成長戦略として掲げる、既存代理店の成長、中小法人マーケット開拓、新たな販売網の開拓等に取り組みました。既存代理店の成長に向けては、当社のビジネスモデルに沿って成長を目指す意欲のある代理店との間でPDCAサイクルを意識した対話を実施するなど、成長に向けた支援に注力しました。中小法人マーケット開拓に関しては、新種保険をはじめとした新商品を提案することを通じて、法人既存顧客への多種目販売・紹介顧客の掘り起こしに努め、前年度を大きく上回る新規契約の獲得につながりました。新たな販売網の開拓については、これまでに引き続き、当社のビジネスモデルに共感し実践いただけるプロ代理店の開発に取り組みました。

▶ 収支改善

これまでにつくり上げた、事業部ごとに収支改善対策を策定し主体的に取り組む態勢を維持し、引受対策等の諸施策を継続して実施しました。これまでの取り組みをふまえ、より効率的に実施することを目指した結果、引受対策については、現場第一線の行動として浸透・定着するに至りました。

▶ 事業運営の基盤

当社では、お客さま本位の企業風土の定着を目指し、「お客さま本位」の行動を実行できているかを振り返るミーティングを2015年度以降、全社的に実施していますが、当年度も「お客さま本位について考える日」(毎年6月29日)に全拠点で実施しました。この振り返りは3度目となりますが、各指標の実践状況は前年より上昇し定着に向かっています。

また、サービス品質向上のベースとなる生産性の向上と社員の働きがいを高めるための「働き方改革」を進めており、「時間意識の改革と効率的な業務推進」「女性社員の活躍推進」等の各課題に積極的に取り組みました。

このほか、東京海上グループとして進めているBCP強化の取り組みの一環として、システムBCP対策を強化するため、2拠点に分散していた本番環境データセンターを統合したほか、災害対策環境の移転・統合についての具体的な方針を決定するに至りました。

▶ 当年度業績

保険引受収益1,459億円、資産運用収益34億円などを 合計した経常収益は、前年度に比べ2億円増加し、1,494 億円となりました。

一方、保険引受費用1,175億円、資産運用費用3億円、営業費及び一般管理費238億円などを合計した経常費用は、前年度に比べ17億円増加し、1,418億円となりました。

この結果、経常利益は75億円と、前年度に比べ14億円、16.0%の減少となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、前年度に比べ12億円、18.7%減少し、53億円となりました。

保険引受の概況、保険種目別の概況は、次のとおりです。

■保険引受の概況

正味収入保険料は、火災保険で増収したことから、前年度に比べ17億円、1.2%増収し、1,418億円となりました。一方、正味損害率は、自然災害に係る支払保険金の増加により、前年度に比べ0.7ポイント上昇し、59.7%となりました。また、正味事業費率は、手数料率の上昇により、前年度に比べ0.4ポイント上昇し、33.5%となりました。

保険引受利益は、自然災害を中心とした発生保険金の増加により、前年度に比べ28億円減少し、53億円の利益となりました。

■保険種目別の概況

火災保険では、正味収入保険料は189億円と、前年度に比べ21億円、12.9%の増収となりました。正味損害率は、自然災害に係る支払保険金の増加により、前年度に比べ6.6ポイント上昇し、64.0%となりました。

傷害保険では、正味収入保険料は73億円と、前年度に比べ14億円、16.1%の減収となりました。正味損害率は、前年度に比べ9.4ポイント上昇し、56.2%となりました。

自動車保険では、ノンフリート等級の進行に伴う保険料単価の低下により、正味収入保険料は851億円と、前年度に比べ2億円、0.3%の減収となりました。正味損害率は、大口事故の減少を受けて、前年度に比べ0.6ポイント低下し、56.4%となりました。

自動車損害賠償責任保険では、正味収入保険料は187億円と、前年度に比べ10億円、5.1%の減収となりました。正味損害率は、前年度に比べ0.3ポイント上昇し、82.5%となりました。

賠償責任保険では、正味収入保険料は65億円と、前年度に比べ2億円、4.7%の増収となりました。正味損害率は、前年度に比べ8.4ポイント上昇し、51.7%となりました。

その他保険では、労働者災害補償責任保険、動産総合保険、建設工事保険等が主なものです。労働者災害補償責任保険での増収を受けて、正味収入保険料は51億円となり、前年度に比べ18億円、57.9%の増収となりました。正味損害率は、前年度に比べ14.1ポイント低下し、30.8%となりました。

▶ 当社が対処すべき課題

2018年度のわが国経済は、緩やかな成長を続けることが 期待されます。好調な企業収益や、オリンピック関連投資の 本格化、人手不足に対応した省力化投資の増加等を背景に 設備投資が増加していくと見込まれるほか、個人消費も雇 用・所得環境の改善が続くもとで、緩やかな増加傾向をたど るものとみられます。

国内の保険市場については、新種保険市場の拡大が見込まれる一方、自賠責保険の基準料率や先進安全自動車に係る自動車保険の参考純率の引き下げ、自然災害の増加や少子高齢化の進展といった要因もあり、先行きを見通しにくい環境が続くものと予想されます。

こうした状況の中、当社は、2018年度から3ヵ年の中期経営計画「NEXT CHALLENGE 2020」をスタートさせました。前中期経営計画では、リテールマーケットで競争力のある会社を目指し、選択と集中を進めました。その結果、リテールマーケットでの成長、安定的な保険引受利益の確保を実現し、真のリテール損害保険会社として目指す姿に近づくことができました。新しい計画では、この到達点をふまえ、新たな長期ビジョン「代理店とともに「当社ならでは」の価値をお届けすることで、お客さまから選ばれ成長する国内オンリーワンのリテール損保」を掲げました。当社は、このビジョンを実現するため、地域密着でお客さまをよく知る代理店と営業・損害サービスが1つになった「当社ならでは」の組織がベストパートナーとして一体化し、個人・個人事業主・中小法人のお客さまに対して、良い商品・良いサービスをお届けするためのさまざまな取り組みを進めてまいります。

当社は、新しい中期経営計画の目標を実現することを通じ、経営理念のとおり、お客さまにとって「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」となるよう、全社を挙げて業務に邁進してまいります。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針にしたがって内部統制システムを構築・運用しています。

〈整備状況の概要〉

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループグループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ①当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本 方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ②当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループグループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。 ①役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面に おいてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ②コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、コンプライアンス方針および年度コンプライアンスプログラムを 策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含む業務品質向上委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、 コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン (内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客さま本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備 するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループリスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ①リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ②リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を 定期的に実施する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ 全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画(数値目標等を含む。)を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1) ~ (5) のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4)役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年(平成18年) 5月19日 制定 2015年(平成27年) 4月30日 改定

〈運用状況の概要〉

当社は、内部統制基本方針に基づき、コンプライアンス、顧客保護等、リスク管理および危機管理、監査役による監査の実効性の確保、子会社の経営管理等を含む内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することで企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況については、年に2回、モニタリングを実施し、取締役会においてその内容を確認しています。さらに、モニタリング結果等をふまえ、内部統制システムの改善に継続的に取り組んでいます。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、当社の持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」およびブループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2018年7月1日現在、6名の取締役 (任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2 名を含む4名の監査役で構成されています。社外監査役と 当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会•報酬委員会

当社の親会社である東京海上ホールディングスは、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、それぞれ4名の社外委員を含む5名の委員で構成し、委員長は社外委員から選出しています。

両委員会は、当社役員(取締役・監査役・執行役員)の 選任、解任および選任要件ならびに当社役員の報酬体系、 報酬水準および業績評価等(ただし報酬水準および業績 評価については社外取締役および監査役を除く)について も審議を行い、東京海上ホールディングス取締役会に答申 します。

3. コンプライアンス態勢・品質の向上に向けた態勢

当社では、業務品質向上委員会(1名が社外委員)および 顧客保護委員会(過半数が社外委員)を設置し、品質の維持向上や適正な業務運営について、社外の視点を含めた 評価・提言を行う態勢としています。コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議および取締役会において審議・ 決定し、コンプライアンスの一層の徹底を図っています。また、違反行為に関する各種通報・相談制度(ホットライン)を設け、これを運用しています。

4. リスク管理態勢

当社は、当社の保有するリスクに対して定量・定性の両面から、総合的な管理を行っています。また、リスク管理委員会を設置し、当社におけるリスク管理の実施方針について議論するとともに、リスク管理に係る重要事項について、取締役会において審議・決定し、リスク管理の強化を図っています。

5. 社外・社内の監査態勢

(1)社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

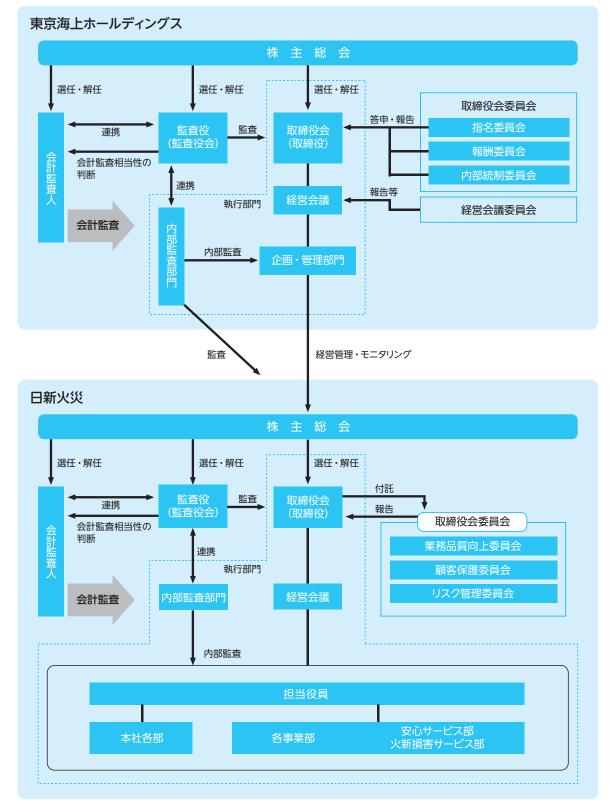
当社の会計監査人はPwCあらた有限責任監査法人です。

(2)社内の内部監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、企業におけるすべての業務を対象とした内部管理態勢(法令等遵守態勢、リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を実施するものとする」と定義して、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、経営会議等に報告しています。

東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレートガバナンス体制の概要

(2018年7月1日現在)



CSR(企業の社会的責任)の考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆さまからのご支持があってこそ成り立つものです。当社では、CSR(企業の社会的責任)は「経営理念の実践」そのものであると捉え、「東京海上グループCSR憲章」に基づきCSRを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆さまに提供する価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループでは、CSRを実践するための行動指針として、「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

■商品・サービス

・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービ スを提供します。

■人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人 材育成をはかります。
- プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

■地球環境保護

地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

■地域・社会への貢献

・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

コンプライアンス

・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

コミュニケーション

すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

外部イニシアティブへの参加

当社の持株会社である東京海上ホールディングスは、持続可能な開発目標(SDGs)達成にも貢献するべく、国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則等、グループ経営理念と共通する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、さまざまなステークホルダーとともに、安心・安全でサステナブルな未来づくりに貢献しています。

主な参加イニシアティブ

・UNGC、国連環境計画金融イニシアティブ 持続可能な保 険原則、国連支援の責任投資原則、国連国際防災戦略事 務局 民間セクター・アライアンス、ClimateWise、 CDP、環境省・21世紀金融行動原則等







当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループCSR憲章をふまえCSR活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

1. 地域・社会貢献の取り組み

■社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・ 社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今 後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積 極的な社会貢献活動を続けていきます。



東京本社ビルにおける清掃活動

■交通遺児等の支援

当社は、2008年度より毎年社員から集めた寄付金を「特定非営利活動法人交通遺児等を支援する会」に寄付してきました。2017年度は153,872円の寄付金が集まり、交通遺児等の支援に活用されています。

■AED講習会の実施

社会公共性の高い損害保険会社として、当社の社員が事故や災害の場所に居合わせた際、人命救助に有効とされているAEDを速やかに使用できるようにするために、社員に対するAED講習会を実施しています。



■企業献血等の実施

東京本社・さいたま本社において企業献血を行うなど、 献血に係る取り組みを実施しています。



■認知症サポーター養成講座の実施

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献する ため、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポーター」 を養成する講座を社員に対して実施しています。

■使用済み切手等の収集・寄贈

全国の各拠点にて収集した使用済み切手・使用済みカード類・未使用切手を「公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会」をはじめ3団体に寄贈しています。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。使用済みカード類は、発展途上国の農村の生活改善や人材育成をはじめとした活動資金として、また、未使用切手は、骨髄バンクのドナー登録の募集等のために利用されています。

CSR(企業の社会的責任)の考え方

■「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」 ミサンガの作成・寄贈

当社は、全国の各拠点にてミサンガを作成し、知的障がいのある人たちにさまざまなスポーツを通して社会参加を応援する「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」に寄贈しています。ミサンガは、スペシャルオリンピックスに参加するアスリートの活躍を支え、応援するための募金「エール募金」の募金者とスペシャルオリンピックス日本のアスリートの両方に「エールの証(あかし)」として渡されます。

■使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル活動

当社は、「HOYA株式会社」が取り組んでいる「アイシティecoプロジェクト」に参加しており、全国の各拠点にて使い捨てコンタクトレンズの空ケースを収集しています。これらはリサイクルにより再資源化され、その対価は「公益財団法人日本アイバンク協会」において、視力を再び取り戻したいと願う人たちのために役立てられています。

■障がい者スポーツの支援

東京海上グループは、すべての人がそれぞれの個性を尊重して活躍できる共生社会づくりに取り組んでおり、障がいを超えて挑戦を続けているアスリートをサポートしています。当社においても、障がい者スポーツの試合観戦や、障がい者スポーツに関する講演会への参加を推進しており、これらをきっかけとした、多様な個性を尊重し合う企業文化の醸成を目指しています。

2. 環境負荷削減の取り組み

■事業活動に伴う環境負荷の低減

当社は、東京海上グループの方針・計画に沿って、電気、 紙、ガソリン等の使用量について削減目標を定めており、 具体的な行動計画のもと、環境負荷の低減に取り組んでい ます。

■環境負荷削減に寄与する商品・サービス

当社は、環境配慮型自動車保険「アサンテ」を販売しています。「アサンテ」は、車の事故の際にリサイクル部品を使用して修理していただくことで資源を有効活用することを目的とした商品であり、「アサンテ」の販売を通じて、地球環境保護に貢献することを目指しています。

また、紙の保険約款に代えてWeb上で参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えてWeb上で契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。

2017年度は、収益の一部である1,418,631円(「アサンテ」に係る寄贈額73,350円、インターネット約款に係る寄贈額1,345,281円)をケニア共和国の環境保護活動家、故ワンガリ・マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

2004年からの寄付総額は1,375万円に達し、2017年4月14日にはグリーンベルト運動より感謝状が授与されました。



損害保険業界としての社会貢献活動

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減に向けて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策

(1)交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対 策および自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策: 高齢者の交通事故防止施策研究 支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支 援等
- · 自動車事故被害者支援: 高次脳機能障害者支援、脊髄 損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備: 高規格救急自動車の寄贈、救急 外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に 関する研究支援
- ・適正な医療費支払の ための医療研修等



自転車シミュレータ

(2)交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者等、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。



②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険等を紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。



③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に 当事者となる交通事故が増加 していることから、チラシを作成 し、高齢者に対して安全な行動 による事故防止を呼びかけて います。また、映像コンテンツの 公開や、反射材の着用促進等、 事故防止の取り組みを推進し ています。



④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒 運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止 マニュアル」を作成するととも に、イベント等において本マニュ アルを活用し、飲酒運転による 事故のない社会の実現に向け て啓発活動を行っています。



CSR(企業の社会的責任)の考え方

2. 防災•自然災害対策

(1)地域の安全意識の啓発

①小学生向け安全教育プログラム[ぼうさい探検隊]の普及子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる[ぼうさい探検隊]の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。



②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の 作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。



(2)地域の防災力・消防力強化への取り組み

①軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化 に貢献するため、小型 動力ポンプ付軽消防自 動車を全国の自治体や 離島に寄贈しています。



②防火標語の募集と防火ポスターの制作

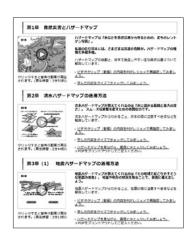
家庭や職場・地域における 防火意識の高揚を図り、社会 の安全・安心に貢献するため、 総務省消防庁と共催で防火標 語の募集を行っています。入選 作品は「全国統一防火標語」と して、防火ポスター(総務省消 防庁後援・約20万枚作成)に



使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等 に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使 用されます。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



3. 犯罪防止対策

(1)盗難防止の日(10月7日)の取り組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者等が自動車盗難防止啓発チラシおよびノベルティを配布し、自動車盗難防止対策の必要性を訴えています。



(2)自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(3) 不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、 「保険金が使える」と言って勧誘す る業者とのトラブル相談が多く寄せ られています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。



(4) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故 等の不慮の事故に巻き込まれない よう、大人と子どもが一緒に対策を 考える手引きを作成し、防犯意識の 高揚に取り組んでいます。



4. 環境問題への取り組み

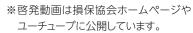
(1)自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(2)自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO2の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。









(3)エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ(DVD)とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。



CSR(企業の社会的責任)の考え方

(4)環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO2排出量の削減と、循環型 社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界 として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでい ます。

5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み

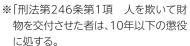
(1)保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請 求ホットライン」を開設して、損害保 険の保険金不正請求に関する情報 を収集し、損害保険各社における 対策に役立てています。

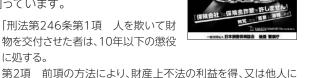


(2)保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成 し、会員会社や損害保険代理店等 に掲出し、保険金詐欺が重罪*であ ることを周知するとともに、保険金 詐欺をたくらむ人物へのけん制を 図っています。



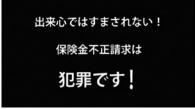
これを得させた者も、同項と同様とする。」



(3)保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

[これくらいならいいだろう]という出来心による保険金 不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会 ホームページやユーチューブに公開しています。







コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社 取締役社長 村島 雅人

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

= 東京海上グループ コンプライアンス行動規範<骨子> =

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な 競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公 正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い 経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新 火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守し実践します。

= 日新火災行動規範<骨子> =

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を充分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会的・公共的使命 を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ 自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

コンプライアンス態勢

当社では、お客さまや社会からの要請に応えていくことを コンプライアンスと捉え、役職員一人ひとりが常にコンプラ イアンスを念頭においた業務の遂行に取り組んでいます。

当社の業務品質維持向上を目的とする取締役会委員会 として、社外委員を含む「業務品質向上委員会」を設置して います。同委員会では、お客さまの声に基づく業務改善とコ ンプライアンスの徹底を一体として議論・検討することにより、お客さまに安心、満足していただける業務品質の実現に 努めています。

さらに、真のお客さま本位を実現するための取り組みとして、委員の過半数を社外委員とした「顧客保護委員会」を設置しています。同委員会ではお客さまに影響を及ぼす

コンプライアンスの徹底

(可能性のある)業務運営について「お客さま本位」の視点 で確認・検証し、業務の改善に努めています。

また各部では、部長をコンプライアンス責任者とし、マネージャーが部長を補佐するコンプライアンス担当者の役割を担っているほか、本社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置しています。さらに各地区にはコンプライアンススタッフを配置し、管轄する部門のコンプライアンスの徹底を図っています。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速 やかにリスク管理業務品質部等に報告や相談をすることを 義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適当でない場合には「コンプライアンス相談窓口(リスク管理業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによるリスク管理業務品質部長へのEメール)」、「監査役ホットライン」、「社外ホットライン」、「東京海上ホールディングスや弁護士事務所への直通電話およびEメール」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

業務品質向上委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点で幅広く意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる業務品質向上委員会を設置しています。本委員会は取締役会直属の機関として、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。 各委員より専門領域をふまえた有益な意見や提言を得ています。

顧客保護委員会

真のお客さま本位を実現させるため、委員の過半数を社外委員とした「顧客保護委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」に加え、内部監査等で把握されたお客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

゙コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの徹底にあたり、毎年度、取締役会において会社全体のコンプライアンス取組方針および同取組方針に対応する主要施策を策定しています。その施策にしたがって各部門はコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。これらのコンプライアンスの取組状況は、取締役会に定期的に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には、①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範、②コンプライアンス態勢、③問題を発見した場合の対応、④遵守すべきルールとその解説を記載しています。そのほか、コンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

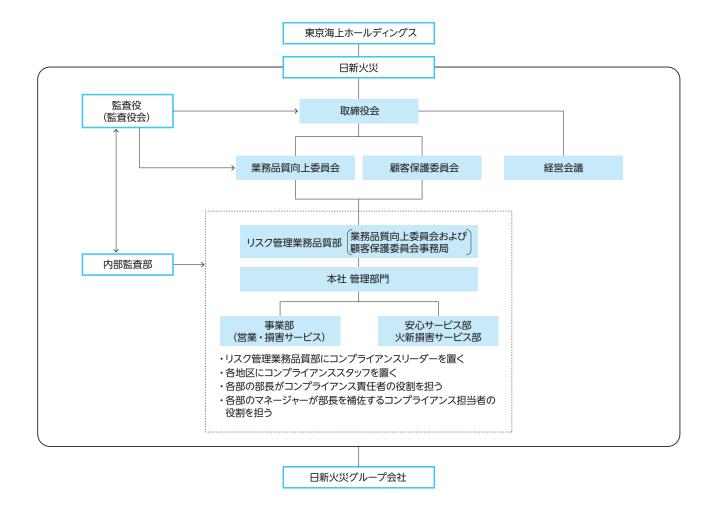
モニタリング

業務が適切に遂行されているかについて、各部による自己点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンススタッフ」による「モニタリング」を組み合わせて、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報は厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

2018年度コンプライアンス体制



コンプライアンスの徹底

反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と 毅然とした対応に努めています。

東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針(概要)

1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1)組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2)外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機 関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3)取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

- (1)対応統轄部署の設置
- (2)問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定
- (3)研修の実施等

利益相反取引等の管理

当社では、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1)お客さまの利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客さまの利益が東京海上グループの他のお客さまの不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客さまに関する情報をお客さまの同意を得ないで利用する取引(個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4)上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客さまの保護や東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理の態勢

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に 管理します。

また、日新火災海上保険株式会社は、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなど、法令等に従い必要な態勢整備を行います。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社は、利益相反取引等のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客さまの利益を不当に害するまたは害する可能性があると判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ①当該取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
 - ②当該取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③当該取引に伴い、当該取引に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客さまに適切に開示する方法
 - ④当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客さまに関する情報を 利用することについて、当該お客さまの同意を得る方法
 - ⑤当該取引等または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法
 - ⑥その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理態勢の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

情報開示、情報提供活動

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正に評価いただくために、当社に関する 重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む) の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

♪ ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスではステークホルダーの皆さま向けに「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。

♪ ホームページ

■日新火災ホームページ

https://www.nisshinfire.co.jp/

商品・サービス、各種お手続きのご案内等の情報を掲載 しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりや すさを追求しています。また、当社が発表しているニュースリ リースもご覧いただけます。

■契約者さま専用ページ「My日新」

「My日新」は、個人のお客さまを対象にした原則24時間365日ご利用いただけるインターネットサービスです。契約内容をご確認いただけるなど、便利な機能を提供しています。

▶ 東京海上グループ CSRブックレット・サステナビリティレポート

東京海上グループでは、CSR(企業の社会的責任)の取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆さまにご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「CSRブックレット」(冊子版・PDF版)は、東京海上グループのCSR活動をわかりやすくまとめたものです。「サステナビリティレポート」(WEB版・PDF版)は、東京海上グループのCSR戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、環境省等主催の「第21回環境コミュニケーション大賞」(環境報告書部門)において、信頼性報告特別優秀賞を受賞しました。





情報提供活動

▶ 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2016年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の 社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ ラジオ・インターネット・ポスター等 を用いた消費者向けの啓発、地震 保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進 を連携させた取り組み等を通じて、 地震保険の理解促進および加入促進 進を図っています。



勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

- 1.保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 2. 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 3.お客さまの保険商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的などを総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
- 4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう 努めます。
- 5. 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝などお客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- 6. 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
- 7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売に生かしてまいります。
- 8.保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売にあたる者の研修に取り組みます。
- 9. お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
- 10.お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理

リスクベース経営(ERM)態勢の強化

当社におけるリスクは、経営環境の変化等を受けて、一層多様化・複雑化してきています。そのような中で、あらゆるステークホルダーの視点に立ったリスク管理を実施することは経営の重要な課題であると認識しています。

東京海上グループでは、リスク低減・回避等を目的とした狭義の「リスク管理」にとどまらず、リスクを定性・定量の両面から網羅的に把握し、このリスク情報を有効に活用して、会社全体の「リスク」「資本」「リターン」を適切にコントロールするリスクベース経営(ERM: Enterprise Risk Management)態勢の強化に取り組んでいます。

当社でも、リスクベース経営(ERM)態勢の強化を通じた統合的なリスク管理を行うことで、健全性を確保しつつ、再保険の活用等により限られた資本を有効に活用して収益性(資本効率)の向上を図っています。

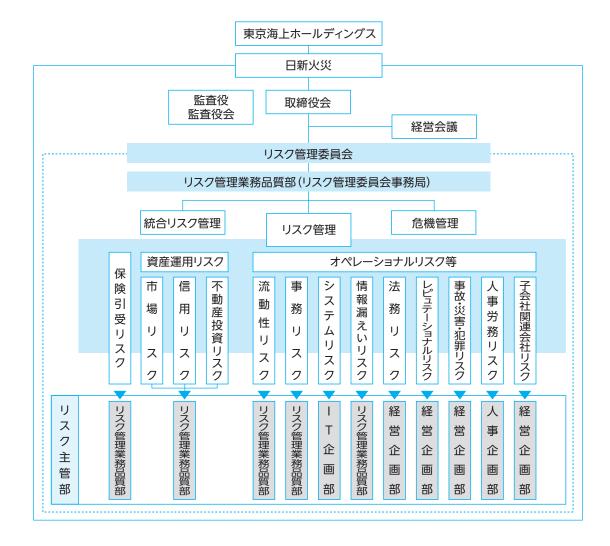
リスク管理態勢

♪ リスク管理基本方針およびリスク管理委員会

当社では、財務の健全性と業務の適切性を確保することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に関する基本的な事項を明確化するとともに、リスク管理全般

を推進するために取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置しています。

「リスク管理基本方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い 発生するリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管



理方針」および主管部署(リスク主管部)を定め、リスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク**も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらはリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

※エマージングリスク

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

▶ 統合リスク管理方針

格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社・関連会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社・関連会社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリューアットリスク(VaR)というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、将来の不利益が生じるストレスシナリオを想定し、その影響を評価、分析するストレステストを実施しています。なお、ストレスシナリオは定期的に見直しを行っています。ストレステストの結果は、資本の十分性の検証やリスクのコントロール等の各種経営判断に活用しています。

▶ 危機管理方針

当社では、お客さま・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置するなど、緊急事態下で必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

▶ 個別リスク管理

「リスク管理基本方針」で定める個別のリスクの中でも特に保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスクであると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスク管理を行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク(オペレーショナルリスク等)の管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、 経営の安定化を図っています。

1. 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク(商品の開発または 改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料の設定がなさ れないこと等により損失を被るリスク)、②元受保険引受リ スク(契約の引き受けにあたり、引受方針等が適切に設定さ れないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること 等により損失を被るリスク)、③再保険等リスク(保有するリ スクに応じた適切な出再対応等がなされないこと等により 損失を被るリスク)、④受再保険引受リスク(受再保険の引 き受けにあたり、受再保険引受方針等が適切に設定されな いことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等に より損失を被るリスク)の4つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分

リスク管理

散を図っています。再保険についての詳細はP.61をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

2. 資産運用リスク

資産運用リスクは①市場リスク、②信用リスク、③不動産 投資リスクの3つからなります。①市場リスクは金利・為 替・株価等の市場変動、②信用リスクは個別与信先の信用 力の変化、③不動産投資リスクは賃貸料等の変動により不 動産にかかる収益が減少する、または不動産の価格変動に 伴い、それぞれポートフォリオの価値が下落するリスクをい います。

当社では、取締役会にて制定した「資産運用リスク管理 方針」に基づき、運用部門から独立したリスク管理部門 が、定性・定量の両面から資産運用リスク管理を実施して います。

具体的には、運用部門が市場環境等をふまえて策定する 資産運用リスク管理計画について、リスク管理部門はその 内容をリスク管理の観点から検証するほか、運用部門が投 資可能商品や各種限度額等について明文化する「資産運用 ガイドライン」を策定するにあたっては、リスク管理部門はそ の内容を確認し、承認を行うなど、運用部門に対してけん制 機能を発揮しています。

リスク管理部門では、「資産運用ガイドライン」を含めた 資産運用リスク管理に関する規程の遵守状況をモニタリン グし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク手法 の検証や見直しを適時に行っています。

3.オペレーショナルリスク等

>>流動性リスク

流動性リスクは、①資金繰りリスク、②市場流動性リスクの2つからなります。①資金繰りリスクは、当社の財務内容の悪化や巨大災害による支払保険金の増加等を原因として資金流入の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または、資金の確保にあたり通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。②市場流動性リスクは、市場の混乱等により市場において取り引きができない、または通常よりも著しく不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

>>事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や 事故・不正等により損失を被るリスクです。当社では、事務 処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門に おける実務研修、チェック・サポート体制等を強化していま す。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの 防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

>>システムリスク

>>その他のリスク

当社では、前記のリスクのほかに「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーショナルリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてもそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性および妥当性

▶ 第三分野保険の特徴

第三分野保険とは、医療保険、がん保険、所得補償保 険、介護費用保険、その他の疾病または介護を事由とする保 険および特約をいいます。

通常、契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、将来の危険発生率が、他の保険と比べて過去の実績からの予測が難しく、不確実性を有しているといえます。そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての 適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを商品部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が検証することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. ストレステストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2017年度末(平成29年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

資産運用

資産運用の概況

資産運用方針

当社は、安全性、収益性および保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性をふまえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

■保険負債対応資産

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性等をふまえた、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

■積立勘定資産

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で

適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値 -保険負債価値)の拡大を目指しています。

■その他の資産

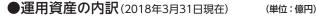
その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。特に、取引関係の強化を図る目的で保有している政策株式については、保険取引面も含めた経済合理性およびグループ資本への影響等をふまえ、総量削減に努めています。

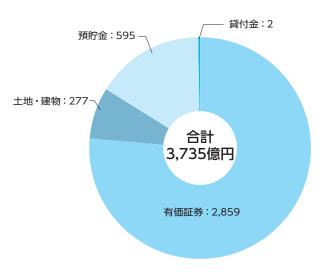
▶ 資産運用概況

2017年度末の総資産は4,148億円となり、2016年度末に対し30億円減少しました。このうち、運用資産は3,735億円となり48億円の減少となりました。運用資産の主な項目としては有価証券2,859億円となっています。

資産運用にあたっては、安全性、収益性および流動性に 留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用 収益の確保に努めました。利息及び配当金収入は、2016 年度に比べて2億円増加し45億円となりました。これに有 価証券売却益、積立保険料等運用益振替等を加減した資産 運用収益は、2016年度に比べて7億円増加し34億円と なりました。一方、資産運用費用は、2016年度に比べて2 億円減少し3億円となりました。







個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「マイナンバー法」)、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損害保険会社に係る個人情報保護指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報ならびに特定個人情報等(個人番号および特定個人情報)が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報ならびに特定個人情報等に対する取り組み方針等は「個人情報の取扱いについて<個人情報保護宣言>」として当社ホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示し、広く一般に公表しています。

個人情報の取扱いについて <個人情報保護宣言>

日新火災海上保険株式会社

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、

「マイナンバー法」といいます。)、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)ならびに匿名加工情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。弊社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店および弊社業務に従事している者への教育・指導の徹底に努めます。なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

※本個人情報保護宣言における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1.個人情報の取得

(特定個人情報等については9. をご覧ください。)

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個 人情報を取得します。

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2.個人情報の利用目的

(特定個人情報等については9.をご覧ください。)

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに下記、5. および、6. に掲げる目的(以下「利用目的」といいます。)に必要な範囲で利用します。

利用目的は、ご本人にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページで公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限

定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、 利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、 ホームページ等により公表します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および管理
- (2)満期返れい金・給付金等の支払い
- (3) 損害保険契約にかかる付帯サービスの提供
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険 金の請求
- (5) 弊社が取り扱う損害保険商品やサービスの案内・提供
- (6) 東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内
- (7) 保険金請求に係る保険事故の調査 (関係先への照会を含みます)
- (8)保険金の支払い
- (9) 弊社が有する債権の回収
- (10) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (11) 弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続きおよび管理
- (12) 弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (13) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による 新たな商品やサービスの開発
- (14) 弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (15) 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (16) その他、上記(1)~(15)に付随する業務ならびにお客さまとのお取引き、および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3.個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(特定個人情報等については9. をご覧ください。)

- (1) 弊社は、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく 個人データを第三者に提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ②医療機関をはじめ、保険金の請求および支払いに関する 関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等 を行う場合
 - ③質権および抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に

個人情報への対応

係る事務手続きおよび担保権の維持・管理・行使のため に個人情報を当該担保権者に提供する場合

- ④上記 2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部 又は一部を、委託先 (保険代理店を含みます) に委託す る場合
- ⑤ 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を 行う場合
- ⑥東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合 (⇒下記 5. をご覧ください)
- ⑦一般社団法人日本損害保険協会および損害保険会社等 の間で共同利用する場合 (⇒下記 6. をご覧ください)
- ⑧損害保険料率算出機構との間で共同利用する場合 (⇒下記 6. をご覧ください)
- ⑨国土交通省との間で共同利用する場合 (⇒下記 6. をご覧ください)
- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に 提供した場合には当該提供に関する事項(どのような提供 先に、どのような個人データを提供したか等)について記録・保存し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項(どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録・保存します。

4.個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託 しています。((4).については特定個人情報等を含みます。)

- (1)保険契約の募集に関わる業務
- (2)損害調査に関わる業務
- (3)情報システムの保守・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務

5.グループ会社・提携先企業との共同利用

(特定個人情報等については共同利用を行いません。)

上記 2.(1) から(16) に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1) 個人データの項目:住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2)管理責任者:弊社

※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記16. をご覧ください。

6.情報交換制度等

(特定個人情報等については情報交換制度等の対象外です。)

(1) 損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不

正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データ を共同利用いたします。

※詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)をご覧ください。

(2)損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」といいます)に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。

※詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ (http://www.giroj.or.jp)をご覧ください。

(3)代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の社員 採用等のために、損害保険会社等との間で損害保険代理店等 の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険 協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る 個人データを、以下の5つの制度において共同利用いたします。 ※詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホーム ページ(http://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ kyoudou_dairiten/)をご覧ください。

- ①特研生情報制度
- ②代理店廃止等情報制度(2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします)
- ③合格者情報等の取扱い
- ④代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い
- ⑤募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します(2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします)。

(4)原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所・自動車の種別
- ・証明書番号、保険期間 ・車台番号、標識番号又は車両番号 ※詳細につきましては、国土交通省のホームページ (http://www.jibai.jp) をご覧ください。

7.信用情報の取扱い

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査 以外には利用いたしません。

8.センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、個人情報保護法、その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

9. 特定個人情報等の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。

マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10.ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載も しくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約 の取扱代理店までお問合せください。弊社は、ご照会者がご本人 であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報 等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請 求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求につい て」をご覧いただくか、下記 14. までお問合せください。弊社は、 ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊 社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原 則として書面で回答いたします。なお、利用目的の通知請求およ び開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

12. 個人データおよび特定個人情報等の安全管理等

弊社は、取り扱う個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データおよび特定個人情報等の安全管理のため取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

13. 匿名加工情報の取扱い

(1)匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成し、自ら当該匿名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に

提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる 個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提 供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であ ることを明示します。

14. お問合せ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応します。

弊社の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いならびに個人データ、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会やご相談は、下記までお問合せください。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象となりません。

【お問合せ先】

	日新火災テレフォン サービスセンター	お客さま相談室	弊社支店・支社・ 損害サービスセンター		
電話番号	0120-616-898	0120-17-2424	お手元の保険証券 もしくは保険約款に 記載しております。		
受付時間	平日 9:00~20:00 土日祝日 9:00~17:00	午前9時~午後5時 (土日祝祭日および) 年末年始を除く	午前9時~午後5時 (土日祝祭日および) 年末年始を除く		

15.認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害 保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する苦情 や相談を受付けています。

【お問合せ窓口】

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

所在地:〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話:03-3255-1470

「受付時間:午前9時~午後5時

土日祝祭日および年末年始を除く

ホームページ:http://www.sonpo.or.jp/

16. 会社一覧

上記5. に記載の弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

(1) グループ会社

こちら (http://www.tokiomarinehd.com/group/index. html) をご覧ください。

(2)提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報については対象としていません。

以上

募集制度

代理店

当社では、全国約1万4千店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスを提供しています。

▶ 代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理 店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

■ 代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としています。また、代理店の最も大切な役割は、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険を提供することです。

災害や事故が発生した場合には、お客さま一人ひとりに寄り添ったサービスに努め、一刻も早く保険金が支払われるよう、お客さまにとって一番身近な存在としてお客さまをサポートしています。

■ 代理店の業務

代理店の主な業務は次のとおりです。

1. 保険契約の取り扱い

- ①保険商品の説明
- ②重要事項の説明
- ③告知の受領
- ④意向確認
- ⑤保険契約の締結
- ⑥保険料の領収または返還
- ⑦保険料領収証の発行・交付
- ⑧保険会社への契約報告
- ⑨保険契約の変更・解除等のお申し出の受け付け
- ⑩保険料の保管・保険会社への精算

2. 事故発生時の取り扱い

- ①お客さまからの事故連絡の受け付け
- ②保険会社への通知
- ③保険金請求手続きの援助

3. 保険に関する各種サービスの提供

- ①お客さまのニーズにあった保険の企画・設計
- ②保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集 関係規程等に基づいて実施・運営されています。

■ 代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

■ 当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険等を広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険等を専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスの提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

● 代理店数の推移

2015年度末	2016年度末	2017年度末		
13,870店	13,715店	13,607店		

▶ 代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

■ 募集人教育(資格制度・講習制度)

当社は、代理店試験制度「損害保険募集人一般試験(以下 「損保一般試験」)」「損害保険大学課程」、実務講習制度等 に基づく募集人教育を実施しています。

(1)損保一般試験

募集人の保険募集にあたり、保険契約の内容等について 適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の習得度の検証を目的として、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損保一般試験」を導入・実施しています。

損保一般試験制度では、損害保険の基礎やコンプライアンス等に関する「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができません。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができません。

(2)損害保険大学課程

損保一般試験に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなる向上を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険大学課程(専門コース、コンサルティングコース)」を導入・実施しています。

(3) 実務講習制度

お客さまのニーズにあった商品を提供するなど、適切な保 険募集を行う募集人を育成するため、当社の商品内容や契 約手続き等を学ぶ実務講習を実施しています。

■ 各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売手法、経営手法等の習得だけではなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

▶ 代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。

▶ 代理店経営者養成制度

■ プロ代理店の養成制度

当社のプロ代理店養成制度(リスクアドバイザー社員制度)は専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

リスクアドバイザー社員制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修内容や待遇面等を効果的に組み立てて運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一貫した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を支援しています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー 社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。

入社 ↓ 入社1ヵ月 初期研修

入社2ヵ月

2次研修

入社9ヵ月

3次研修

入社当月より、本社研修スタッフ、所属の事業部スタッフおよびサービス支店社員の連携による個別指導を行い、販売手法や行動管理等、個々のリスクアドバイザー社員に適した教育を実施します。

入社月に、基礎学習としてリテール商品知識(自動車・火災・ 傷害)、コンプライアンスの研修を行います。

販売スキル、行動・目標管理手法、市場開拓手法、販売ツール の研修を行い、営業力のスキルアップを目指します。

1年目の活動分析や今後の課題の洗い出し、2年目の活動方針の決定を行うとともに、法人白地開拓手法、事故対応、満期更改実務のスキルアップを図ります。

入社20ヵ月 4次研修 ↓

独立後

TPセミナー

先輩講師による講演のほか、2年間の活動分析や今後の課題 の洗い出し、独立に向けた具体策の決定を行うとともに、事故 対応、業務のさらなるスキルアップを図ります。

社内外の講師による講演のほか、プロ代理店として独立後の 現状分析等を行い、さらなる飛躍を図ります。

商品・サービス について

保険の仕組み	58
個人向け保険商品	62
個人向けサービス	64
企業向け保険商品	66
企業向けサービス	67
新商品の開発状況および約款・料率の改定	68

保険の仕組み

保険の仕組み

▶ 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

▶ 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険契約者が保険料を支払うことにより、一定の偶然な事故によって生じた損害を保険会社が補償することを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで 成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約 引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の 証として保険証券等を発行します。

▶ 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、 当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出 を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険 金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社 の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分) から成り立っています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率(保険料率のうち保険金のお支払いに充てられる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

契約の流れ

▶保険の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保 険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

▶ 商品内容の確認

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品であるため、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の権利・義務が具体的に記されています。また、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)」「ご契約のしおり」等を作成し、商品内容をわかりやすく説明するよう努めています。

また、当社では契約にあたり、契約がお客さまのご希望に 沿った内容であること、割引の適用等保険料の決定に必要 な情報が正しいことを確認させていただく取り組みを実施し ています。

▶適切な保険金額の設定

損害保険契約は、事故や災害による損害に対して、適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額で契約されてこそ、万一の時にお役に立ちます。

たとえば火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物等の評価額に応じた保険金額を設定いただきます。保険金額が評価額を超過している契約の場合は、一定の条件のもとで、保険契約者はその超過分を取り消すことができます。また、評価額を下回る契約の場合は、一部保険となり、十分な補償を受けられないことがあります。

▶ 保険契約申込書の正しい記入

保険契約は、保険契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

したがって、万一保険契約申込書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合やご記入いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

▶ 保険料のお支払い

保険料のお支払いにあたりましては、保険の種類により、金融機関での口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票等、便利な方法をご利用いただけます。

保険料を現金でお支払いいただく場合には、契約と同時にお支払いいただくことになります。その際に、当社は所定の保険料領収証を発行します。

保険のお申し込みをいただいても、それぞれの払込方法 ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがないと、 保険金をお支払いできません。

なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返しします。 (ただし、お返しできない場合もあります。)

■ 保険証券等の内容の確認

通常、保険契約後、契約の証として保険証券等を作成の 上、発送します。保険契約者は、保険証券等に基づき契約内容をご確認いただくこととなります。

▶ クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するための契約や営業または事業のための契約等を除きます)について、クーリングオフ制度が適用されています。

お客さまが契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明事項記載書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申し込みの撤回または解約を行うことができます。

▶ 契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約内容に変更が生じた場合には、ご連絡ください

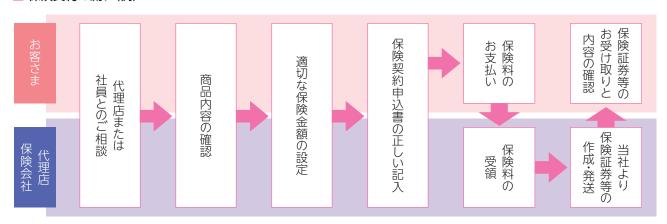
契約後に保険証券等に記載されている内容に変更が生じた場合には、保険契約者から当社代理店または当社にご連絡いただく必要があります。

ご連絡をいただけない場合には、変更が生じた時からご 連絡いただくまでの期間の事故による損害について、保険 金をお支払いできないことがあります。

2. 保険証券等を適宜ご確認ください

事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、保険証券等を定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

■ 保険契約の流れ(例)



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

お客さまが万一事故に遭われた場合、お客さまの立場に 立って、丁寧な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険 金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を行っています。

1. 事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防署等へ速やかにご通報ください。自動車事故の場合は、相手の方の住所・氏名・勤務先・保険会社等を確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社の「サービス24」では、夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

サービス24 0120-25-7474

3. 日新火災による損害サービス

当社の損害サービス拠点で、お客さまよりご連絡を受けた 事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金 状況・担保条件・特約条項等の契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人日本損害保 険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の調 査や修理業者・病院への照会等、さまざまな調査活動を行 います。また、お客さまには調査の進み具合を節目節目にご 連絡します。

なお、解決までの相手の方との示談交渉は、お客さまとご 相談の上、進めていきます。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

5. 保険金お支払額の決定

契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉 し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

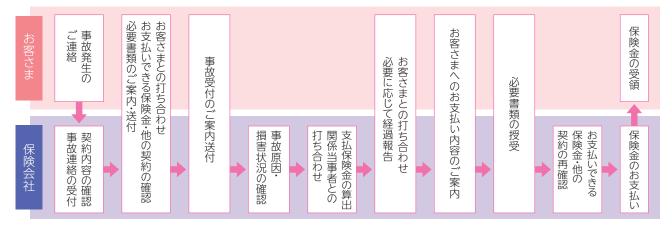
6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行等の金融機関への口座振込をご指定いただきます。

〔保険金のお支払いに必要な書類の例〕

- ・保険金請求書
- ・修理見積書
- 事故車両の写真

■ 事故発生から保険金お受け取りまでの流れの図



再保険

当社では、経営の安定、健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部をほかの保険会社と契約を結び移転しています。

このような保険会社間の保険取り引きを「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。また、再保険手配後に自ら保険責任を負担する部分を「保有」といいます。

保有および出再の一般的な方針はリスクの特性に応じて 策定しています。

地震や台風等自然災害の集積リスク、火災保険や自動車 保険等の通常リスク、発生頻度の低い巨大リスク等、それぞ れのリスクについて定量的な評価、その内容や特性、収支 状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で 大きく変動することがないよう保有と出再方針を定めてい ます。

保有額を超過するリスクについては、効率的に再保険 カバーを設定し適正にリスク転嫁を図るよう努めています。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては確実な 再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上 の格付を有する再保険者とするよう管理を行っています。さ らに、出再後も常時再保険者の格付の変動に留意し、支払 能力に不安が生じた際には速やかに適切な対応を行うよう に努めています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズにあったさまざまな商品をご用意しています。

商品ラインナップ(主要商品一覧)

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●ユーサイド (新総合自動車保険)

ご自身や相手の方のケガやお車への補償等、自動車保険に必要な基本補償でお客さまをお守りします。さらに充実した特約で、より安心なカーライフを提供します。



●アサンテ

お車の事故の際、当社が指定する優良工場でリサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割り引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスを提供できます。



※アサンテは、ユーサイド (新総合自動車保険) に 「リサイクル部品 使用特約」 および 「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」 をセットした商品のことをいいます。

●自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災リスクをはじめ、風災・水 災等の自然災害リスク、盗難・水 ぬれ等の日常災害リスク等による 建物や家財の損害を、幅広く補償 することができます。



●住自在(すまいの保険)

住宅ローン等のご利用者さま向けの保険です。自由自在に補償が選べる合理的な保険設計により家計の負担を減らします。



●お部屋を借りるときの保険 (賃貸家財総合保険)

インターネット申込専用の賃貸入居者向け家財保険です。火災、盗難等による家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や、日常生活において第三者への賠償責任を負った場合の補償をセットしています。また、予期せぬ被害事故に遭った場合の弁護士への相談費用等も補償し、賃貸住宅での暮らしをサポートします。

お部屋を借りるときの保険

- ●LプランSupport (住宅安心保険:賃貸住宅ご入居用プラン)
- ●マンションドクター火災保険(マンション管理組合特約付すまいの保険)
- ●地震保険

からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。お客さまのニーズにあわせて、充実の補償をお選びいただけます。

●ジョイエ傷害保険

個人のお客さま向けの積立保険(貯蓄型保険)です。

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活上の賠償責任を補償します。契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。









- ●普通傷害保険
- ●家族傷害保険
- ●総合補償保険
- ●交通事故傷害保険
- ●学生・生徒総合補償保険(こども総合保険)
- ●所得補償保険

旅行・レジャーの保険

旅行やレジャーを楽しまれる方へ安心をお届けします。

●海外旅行保険

旅先でのケガや病気による治療費・入院費や賠償事故、身の回り品の損害、救援を要した場合の費用等、海外旅行中のさまざまな事故を補償します。



●国内旅行傷害保険

旅先でのケガや賠償事故等、国内旅行中のさまざまな事故を補償します。



●ゴルファー保険

プレー中のケガや第三者への賠 償責任、ゴルフ用品の補償等、ゴル フ中のさまざまなリスクを補償し ます。



個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国の損害サービス拠点で専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しています。また、「サービス 24」をはじめ、次のとおり多様なサービスを展開しています。

▶ サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-25-7474



▶ 安心初期対応センター

安心初期対応センターでは、夜間・休日等、当社の営業時間外にご連絡をいただいた自動車事故について、事故対応の専門スタッフが、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスやお支払いする保険金のご案内、修理工場や病院との打ち合わせ、代車の手配等の初期対応を行っています。



▶ 各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを 対象として、ロードサービス(レッカー 急行、けん引、緊急軽修理、高速・有 料道路上でのガス欠時給油、脱輪・落 輪引き上げ等)を実施しています。



なお、無料ロードサービスの対象車 種は下記のとおりです。

- ・人身傷害補償保険(実損払)がセットされた契約車両
- ・「アサンテ」の契約車両
- ・フリートの契約車両
- ・二輪盗難危険補償特約がセットされた契約車両

■ すまいのサポート24

住宅安心保険・住自在(すまいの保 険*)をご契約のお客さまを対象とし て、トイレ・台所等の給排水管の詰ま りによる応急処置や、鍵の破損・紛失 等による建物の鍵開けサービスを実 施しています。



※すまいの保険は2015年10月1日以降 の保険始期契約が対象です。

▶ その他のサービス

■ 入院事故クイックサービス

自動車事故により、相手の方が入院された場合(対人事故)、またはお客さまが入院された場合(人身傷害事故)、お客さまや相手の方との面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行っています。

①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(契約者・当事者) とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当 者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な 部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

②リターンコール

ご安心コール後の、相手の方・修理業者・病院 等との打ち合わせ内容をご報告します。

③経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

④解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・はがき等により、お客さまおよび関係者の 方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ 等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付セン ターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスを提供 しています。

■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

■ 保険金請求に関する相談サービス

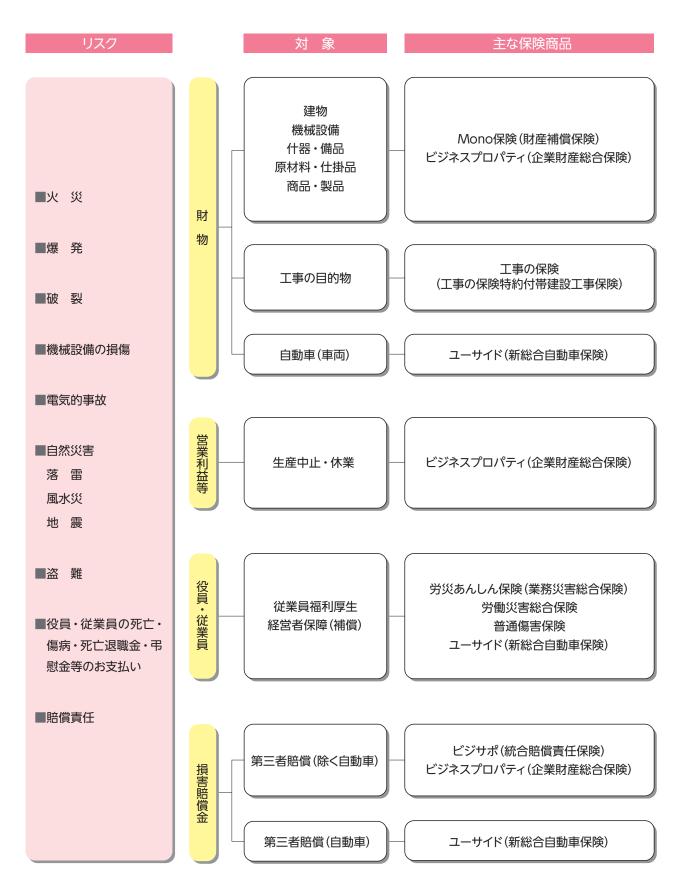
ご加入いただいている保険の契約内容や保険金の請求 方法に関するご相談に、日本語で対応します。

■ その他のアシスタンスサービス

- ・通訳の手配
- ・弁護士の手配
- ・緊急帰国のための航空券の手配 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。



企業向けサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策 を提案しています。

▶ 自動車防災サービス

■ 自動車事故防止総合プログラム[SD3]

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」を提供しています。自動車事故防止のためのさまざま



な情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやすく お客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が効果を あげるようサポートを行っています。

<SD3の概要>

【ステップ1】交通事故防止対策メニューをご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果があがっていない取り組み等、ご関心のある対策をチェックしていただきます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介

事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介することで、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただきます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介

36種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただきます。

▶ 各種診断サービス

■ 防災診断サービス

火災・爆発や自然災害等、施設・設備にダメージを与え、企業活動を阻害する恐れがあるリスクへの対応状況を診断し、予防・軽減対策等を提案しています。

- 防災調査サービス
- ・雷害対策サービス
- 地震対策サービス



■ リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を 行い、リスク分類に応じた対策等を提案しています。

- 中小企業・法人向けリスク診断
- 労災防止支援サービス
- BCP策定支援サービス

■ 火災保険物件調査サービス

ビル、工場および商業施設等について、適切な契約金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査し、評価します。また、建物ごとに適正な保険料率を提示するために、割引適用が可能かどうかを調査し、合理的な契約方式を含め、最適な火災保険契約を提案しています。

また神社や寺院の建築物は、「特殊な技術が多用されている」「建築後の年数が経過している」等の理由により、適切な評価額の算出が困難なケースが多くあるため、神社仏閣専門の鑑定人による物件調査サービスもご用意しています。

■ 賠償リスク診断サービス

社会の変化や複雑化等を背景に、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防策を提案しています。

- PL(生産物賠償責任)防災サービス
- 個人情報保護支援サービス

■ リスクマネジメント情報の提供

■「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度 化、社会環境の変化等により、企業リス クはますます多様化・巨大化していま す。リスクマネジメントジャーナル 「Safety Information」では、リスクか ら企業をどう守っていくのか、そのヒン トとなる最新情報をさまざまな角度から 取り上げてお届けしています。



■ 防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故等の各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、提供しています。

新商品の開発状況および約款・料率の改定

新商品の開発状況					
2015年	2月 5月 10月	・工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」発売 ・積立傷害保険「ジョイエ傷害保険自転車向けプラン」発売 ・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」発売			
2016年	9月	・積立傷害保険「ジョイエ傷害保険 スポーツ向けプラン」発売			
2017年	1月 7月 10月	・業務災害総合保険「労災あんしん保険」発売 ・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」発売 ・積立傷害保険「ジョイエ傷害保険 NEWキッズプラン」発売 ・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ 神社仏閣プラン」発売			
2018年	1月	・財産補償保険「Mono保険」発売			

約款・料率等の改定

2015年	3月 10月	・施設入場者・行事参加者傷害保険の改定(インターネットによる販売開始等) ・火災保険の料率改定等 ・傷害保険の料率改定等 ・工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」の改定(補償範囲の拡大等) ・公務員賠償責任保険の改定(補償範囲の拡大等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定 (「人身傷害諸費用補償特約」「人身傷害補償保険における傷害一時金補償特約」 の新設等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等
2016年	2月 10月	・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(運送貨物危険補償の追加等) ・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(「示談代行サービス」の対象拡大等)
2017年	1月 7月	・地震保険の改定(損害区分の細分化、料率改定等)・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(特約の新設、保険の対象の拡大等)・ゴルファー保険の料率改定等・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等)
2018年	7月	・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定 (「人身傷害補償保険における傷害―時金2倍特約」の新設、「ASV割引」の導入等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等 ・火災保険の改定(「示談代行サービス」の対象拡大、割引新設等) ・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定 (特約新設・料率改定等) ・海外旅行保険・国内旅行傷害保険の改定(料率改定・インターネットによる販売開始等) ・工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」の改定(補償範囲の拡大等)

業績データ

事業の状況	70
経理の状況	82

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

							(単位:日万円)
年度 項目	2013年度	Ę	2014年度	2015年度	=	2016年度	2017年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	137,26 (△1.07		136,634 (△0.48%			140,118 (1.04%)	141,820 (1.21%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	154,5 (△4.92)3	161,226 (4.35%	152, 25	55	149,163 (△2.03%)	149, 452 (0. 19%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	1,6		14,748 (814.46%	7,87	75	8,121 (3.12%)	5,314 (\(\triangle 34.56\%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	4,7	10	17,674 (272.82%	9,7	15	9,019 (\(\triangle 7.16\%)	7,574 (\(\triangle 16.02\%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	3,3	50	12,592 (275.81%	6, 14	17	6,579 (7.04%)	5,346 (△18.74%)
正味損害率	63.87		63.75%		%	59.04%	59.70%
正味事業費率	32.49	%	32.59%	32.72	%	33.08%	33.52%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	4,84 (8.46		4,890 (0.90%			4,322 (△9.71%)	4,526 (4.72%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.40	%	1.42%	1.41	%	1.31%	1.39%
資産運用利回り (実現利回り)	1.57	%	1.53%	1.28	%	1.17%	1.49%
時価総合利回り	2.83	%	6.69%	1.24	%	1.02%	2.36%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,3 (210,320 T		20,389 210,320千株	20,38) (210,320千		20,389 210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純資産額	81,20	51	105,953	105, 26	53	103,808	101,020
総資産額	418,3	13	431,903	421,69	90	417,919	414, 872
積立勘定資産残高	42,4	13	34,834	27,59	94	20,572	15,748
責任準備金残高	259,00	54	252,379	247,94	11	245,549	245,090
貸付金残高	2,80)6	1,274	31	7	275	234
有価証券残高	323,0	57	339,650	324, 13	35	310, 291	285, 985
単体ソルベンシー・マージン比率	837.1	%	1,064.5%	1,127.7	%	1,325.5%	1,321.2%
連結ソルベンシー・マージン比率	820.9	%	1,047.2%	1,105.5	%	1,307.9%	1,304.7%
自己資本比率	19.43	%	24.53%	24.96	%	24.84%	24.35%
配当性向	62.77	%	58.91%	133.61	%	165.70%	185. 21%
従業員数	2,495	名	2,392名	2,333	名	2,292名	2,260名

⁽注)1.正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

^{2.}正味事業費率= (諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

^{3.}単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率は、2014年度までの比率と2015年度以降の比率がそれぞれ異なる 基準によって算出されています。

単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、「P.80単体ソルベンシー・マージン比率」および「P.81 連結ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び従業員1人当たり保険料

(単位:百万円)

年度	2015年度			2016年度			2017年度		
種目	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	26,079	16.9	1.0	25, 283	16.7	△3.1 [%]	27,418	18.0	8.4
海上	_	_	_	_	_	_	_	_	_
傷害	11,513	7.5	△5.4	10,836	7.1	△5.9	9, 278	6.1	△14.4
自動車	85,619	55.6	2.4	85,537	56.4	△0.1	85,329	55.9	△0.2
自動車損害賠償責任	21,282	13.8	△1.9	20, 295	13.4	△4.6	18,625	12.2	△8.2
その他	9,378	6.1	3.7	9,840	6.5	4.9	11,995	7.9	21.9
(うち賠償責任)	(5,978)	(3.9)	(4.8)	(6,349)	(4.2)	(6.2)	(6,643)	(4.4)	(4.6)
合計	153,872	100.0	1.0	151,793	100.0	△1.4	152,647	100.0	0.6
従業員1人当たり 元受正味保険料(含む収入積立保険料)	65		3.5	66		0.4	67		2.0

- (注)1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
 - 2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数
 - 3. 海上保険は2009年度より新規の販売を行っていません。

正味収入保険料

(単位:百万円)

年度	2015年度		2016年度			2017年度			
種目	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	14,524	10.5	△0.3 [%]	16,742	11.9	15.3	18,907	13.3	12.9
海上	19	0.0	△64.2	4	0.0	△74.1	2	0.0	△48.5
傷害	9,158	6.6	△4.1	8,752	6.2	△4.4	7,346	5.2	△16.1
自動車	85,417	61.6	2.5	85,367	60.9	△0.1	85, 141	60.0	△0.3
自動車損害賠償責任	20,500	14.8	0.6	19,727	14.1	△3.8	18,723	13.2	△5.1
その他	9,051	6.5	4.0	9,523	6.8	5.2	11,698	8.2	22.8
(うち賠償責任)	(5,913)	(4.3)	(4.8)	(6, 284)	(4.5)	(6.3)	(6,578)	(4.6)	(4.7)
合計	138,671	100.0	1.5	140,118	100.0	1.0	141,820	100.0	1.2

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

年度	2015	5年度	2016	5年度	2017年度		
種目	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	
火災	208	11,715	108	8,617	80	8,571	
海上	26	6	5	0	2	0	
傷害	_	105	_	84	_	82	
自動車	37	239	32	202	32	220	
自動車損害賠償責任	15,103	15,884	14,565	15,132	13,373	13, 275	
その他	182	504	137	450	139	439	
(うち賠償責任)	(0)	(65)	(0)	(65)	(0)	(65)	
合計	15,557	28,457	14,849	24,489	13,628	22,588	

- (注)1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。
 - 2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金 (単位:百万円)

年度	2015年度	2016年度	2017年度
火災	1,901	1,143	1,083
海上	7	0	1
傷害	555	466	362
自動車	1,099	1,108	1,127
自動車損害賠償責任	911	873	884
その他	154	152	193
(うち賠償責任)	(44)	(49)	(51)
合計	4,630	3,744	3,652

⁽注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益 (単位:百万円)

年度 種目	2015年度	2016年度	2017年度
火災	2,164	901	△1,630
海上	16	9	3
傷害	△47	171	△258
自動車	6, 176	7,367	8, 231
自動車損害賠償責任	_	_	_
その他	△433	△327	△1,031
(うち賠償責任)	(△400)	(△254)	(△447)
合計	7,875	8,121	5,314

元受正味保険金 (単位:百万円)

年度	2015年度		2016	5年度	2017年度		
種目	金額	構成比	金額	構成比	金 額	構成比	
火災	13,223	16.6	19,518	22.9 %	12,686	16.4	
海上	0	0.0	0	0.0	△0	0.0	
傷害	4,359	5.5	3,770	4.4	3,797	4.9	
自動車	41,421	51.9	41,517	48.8	41,173	53.3	
自動車損害賠償責任	16,998	21.3	16,590	19.5	15, 248	19.7	
その他	3,841	4.8	3,694	4.3	4,312	5.6	
(うち賠償責任)	(2,475)	(3.1)	(2,401)	(2.8)	(2,905)	(3.8)	
合計	79,845	100.0	85,091	100.0	77, 218	100.0	

⁽注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金 (単位:百万円)

年度		2015年度			2016年度			2017年度	
種目	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	10,879	14.4	79.4 *	9,074	12.4	57.4	11,541	15.4	64.0
海上	24	0.0	125.7	10	0.0	227.4	10	0.0	433.5
傷害	4,356	5.8	51.5	3,767	5.2	46.9	3,794	5.0	56.2
自動車	41,381	54.6	56.5	41,515	56.9	56.9	41,088	54.6	56.4
自動車損害賠償責任	15,168	20.0	80.8	14,842	20.3	82.2	14, 236	18.9	82.5
その他	3,920	5.2	48.2	3,727	5.1	43.8	4,515	6.0	42.5
(うち賠償責任)	(2,507)	(3.3)	(47.5)	(2,426)	(3.3)	(43.3)	(3,082)	(4.1)	(51.7)
合計	75,731	100.0	61.6	72,937	100.0	59.0	75, 185	100.0	59.7

⁽注)1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

年度	2015年度		2016	5年度	2017年度		
種目	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	
火災	697	3,041	962	11,406	44	1,190	
海上	26	2	11	0	11	0	
傷害	0	3	0	3	0	3	
自動車	27	67	20	22	22	107	
自動車損害賠償責任	15, 168	16,998	14,842	16,590	14, 236	15, 248	
その他	104	25	68	36	210	7	
(うち賠償責任)	(32)	(—)	(25)	(—)	(176)	(—)	
合計	16,026	20,140	15,905	28,060	14,525	16,558	

⁽注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度		2015年度		2016年度			2017年度		
種目	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	79.4	40.5	119.9	57.5	40.0	97.5	64.0	39.5	103.5
海上	125.7	115.1	240.8	227.4	420.3	647.7	433.5	70.2	503.7
傷害	51.5	48.9	100.5	46.9	49.1	96.0	56.2	50.9	107.1
自動車	56.5	30.1	86.6	56.9	30.5	87.5	56.4	30.7	87.1
自動車損害賠償責任	80.8	23.0	103.8	82.2	23.1	105.2	82.5	24.1	106.6
その他	48.2	50.3	98.6	43.8	49.6	93.4	42.5	48.4	90.8
(うち賠償責任)	(47.5)	(53.0)	(100.4)	(43.3)	(50.7)	(94.0)	(51.7)	(48.5)	(100.2)
合計	61.6	32.7	94.4	59.0	33.1	92.1	59.7	33.5	93.2

⁽注)1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

^{2.} 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

^{2.} 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

^{2.} 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

^{3.} 合算率=正味損害率+正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度		2015年度			2016年度			2017年度	
種目	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	58.1	33.3	91.4	46.2	31.1	77.3	67.3	33.6	100.9
海上	22.8	52.4	75.2	△91.7	269.7	178.0	△6.9	56.0	49.1
傷害	47.4	47.3	94.7	44.8	47.7	92.5	49.6	48. 2	97.8
(医療)	(29.2)			(26.5)			(28.0)		
(がん)	(54.2)			(65.0)			(52.9)		
自動車	56.1	30.0	86.1	57.0	30.3	87.3	55.4	30.6	86.0
その他	48.1	48.2	96.3	46.1	49.0	95.1	50.5	48.7	99.2
(うち賠償責任)	(48.0)	(52.6)	(100.6)	(47.3)	(50.7)	(98.0)	(52.3)	(48.4)	(100.7)
合計	55.2	33.3	88.5	53.4	33.2	86.6	56.7	33.8	90.5

- (注)1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 2. 発生損害率= (出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 - 3. 事業費率= (支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 - 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 - 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 - 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 - 7. 傷害保険のうち介護保険は取り扱いがないため記載を省略しています。
 - 8. 介護費用保険は新規の販売を行っていないため「その他」に含めています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

年度 区分	2015年度	2016年度	2017年度
国内契約	99.9	100.0	100.0
海外契約	0.1	0.0	0.0

(注)収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2016年度	5(—)	98.5% (—)
2017年度	5(—)	99.83% (—)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者 (プール出再を含む)を対象にしています。
 - 2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+~BBB-	その他 (BB+以下·格付無)	合計
2016年度	100.0%	0.0% (—%)	0.0% (—%)	100.0%
2017年度	100.0%	0.0% (—%)	0.0% (—%)	100.0%

- (注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 - 格付区分は、以下の方法により行っています。
 - ①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。
 - ②スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付の有無を確認し、利用できる格付に読み替えて使用しています。
 - ③格付の読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+∼BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上	_	B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1∼Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+∼BBB-	BB+以下

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業の状況

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
1	年度開始時の未収再保険金	1,566 (—)	616 (-)	738 (—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	3,008 (—)	1,889 (—)	969 (—)
3	当該年度回収等	3,958 (—)	1,767 (—)	1,287 (—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	616 (—)	738 (—)	(4 20

⁽注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします。(運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いできません。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、昨年6月および本年6月に満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約に対しては、 運用利回りが予定利回りを超えなかったため、契約者配当金はお支払いしておりません。

^{2.()}内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

	年度	2	2015年度末	=	2	2016年度末	=	2	2017年度末	₹
区分			構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率
総資	<u></u> 産	421,690	100.0	△2.4	417,919	100.0	△0.9	414,872	100.0	△0.7
運用	資産	382,057	90.6	△2.0	378,395	90.5	△1.0	373,552	90.0	△1.3
運	預貯金	29,572	7.0	47.5	39,846	9.5	34.7	59,540	14.4	49.4
用 資 産	有価証券	324,135	76.9	△4.6	310,291	74.2	△4.3	285,985	68.9	△7.8
負産	(うち株式)	(46,591)	(11.0)	(△11.7)	(51,060)	(12.2)	(9.6)	(54,915)	(13.2)	(7.6)
内	貸付金	317	0.1	△75.1	275	0.1	△13.1	234	0.1	△14.9
訳	土地·建物	28,032	6.6	△3.1	27,982	6.7	△0.2	27,791	6.7	△0.7

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(1						
年原	图 201	5年度	2016	5年度	2017	7年度
区分		利回り		利回り		利回り
預貯金	2	0.01 %	4	0.02 %	2	0.01
有価証券	4,515	1.60	4,074	1.51	4, 253	1.69
(公社債)	(2,717)	(1.21)	(2,569)	(1.19)	(2,396)	(1.17)
(株式)	(827)	(2.94)	(781)	(2.84)	(881)	(3.27)
(外国証券)	(909)	(3.29)	(653)	(2.69)	(820)	(4.59)
(その他の証券)	(61)	(2.67)	(70)	(3.77)	(155)	(10.08)
貸付金	17	2.86	12	4.30	11	4.37
土地·建物	207	0.72	223	0.80	256	0.91
小計	4,742	1.41	4,315	1.31	4,523	1.39
その他	45		7		3	
合計	4,787		4,322		4,526	

⁽注)運用資産利回り(インカム利回り)は、運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価をベースとした利回りです。

事業の状況

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

年度		2015年度			2016年度			2017年度	
区分	資産運用損益 (実現ベース)		利回り	資産運用損益 (実現ベース)		利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
	△139	23,994	△0.58	△87	31,159	△0.28	35	44,691	0.08
有価証券	4,096	282,477	1.45	3,835	269,045	1.43	4,780	251,288	1.90
(公社債)	(2,762)	(224, 462)	(1.23)	(2,725)	(215,408)	(1.27)	(2,488)	(204,931)	(1.21)
(株式)	(286)	(28, 104)	(1.02)	(778)	(27,524)	(2.83)	(1,155)	(26,925)	(4.29)
(外国証券)	(991)	(27,620)	(3.59)	(282)	(24,233)	(1.17)	(782)	(17,886)	(4.37)
(その他の証券)	(56)	(2,290)	(2.46)	(48)	(1,879)	(2.60)	(354)	(1,544)	(22.93)
貸付金	16	619	2.64	12	293	4.30	11	253	4.37
土地·建物	207	28,795	0.72	223	28,083	0.80	256	28,034	0.91
金融派生商品	80	_	_	△67	_	_	△262	_	_
その他	36	_	_	△57	_	_	△5	_	_
合計	4, 296	335,886	1.28	3,859	328,582	1.17	4,815	324, 268	1.49

⁽注)資産運用利回り(実現利回り)は、資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

(参考)時価総合利回り

年度	Ę	2015年度			2016年度			2017年度	
区分	資産運用損益等 (時価ベース	学平均運用額 () (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	△139	23,994	△0.58 [%]	△87	31,159	△0.28	35	44,691	0.08
有価証券	4,563	330,482	1.38	3,826	317,518	1.21	8,755	299,752	2.92
(公社債)	(10,748	(240,619)	(4.47)	(△1,429)	(239,550)	(△0.60)	(1,552)	(224,919)	(0.69)
(株式)	(△5, 259	(52,688)	(△9.98)	(5,309)	(46,562)	(11.40)	(6,163)	(50,495)	(12.21)
(外国証券)	(△560	(33,083)	(△1.69)	(△479)	(28,144)	(△1.70)	(513)	(21,036)	(2.44)
(その他の証券)	(△364	(4,091)	(△8.90)	(425)	(3,260)	(13.04)	(525)	(3,302)	(15.92)
貸付金	16	619	2.64	12	293	4.30	11	253	4.37
土地·建物	207	28,795	0.72	223	28,083	0.80	256	28,034	0.91
金融派生商品	80	_	_	△67	_	_	△262	_	_
その他	36	_	_	△57	_	_	Δ5	_	_
合計	4,764	383,892	1.24	3,850	377,055	1.02	8,790	372,731	2.36

⁽注)時価総合利回りは、時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

[・]資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

[・]平均運用額(取得原価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。)

[・]資産運用損益等(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額(*)-前期末評価差額(*)+繰延ヘッジ損益増減(*)・平均運用額(時価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額(*)+売買目的有価証券に係る前期末評価損益(*)税効果控除前の金額によっています。

海外投融資 (単位:百万円)

	年度	20154	年度末	20164	F度末	2017	年度末
区分			構成比		構成比		構成比
外貨	外国公社債	17,944 2,966	62.6 [%] 10.4	14,944 2.880	59.5 [%]	12,929 742	67.8 [%] 3.9
建	計	20,910	73.0	17,825	71.0	13,671	71.7
円貨	外国公社債 その他	5,234 2,500	18.3 8.7	4,833 2,451	19.3 9.8	3,560 1,846	18. <i>7</i> 9. <i>7</i>
建	計	7,735	27.0	7,285	29.0	5,407	28.3
合計		28,646	100.0	25,110	100.0	19,078	100.0
インカ	ム利回り	3.2	25%	2.5	0%	4. 2	22%
実現利回り		3.0)4%	0.74%		4.19%	
(参考)	時価総合利回り	△2.0	9%	△1.8	88%	2.4	2%

- (注)1.外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。
 - 2. インカム利回りは、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

 - 3. [実現利回り]は、海外投融資に係る資産についてP.78 [資産運用利回り]と同様の方法により算出したものです。 4. [(参考)時価総合利回り]は、海外投融資に係る資産についてP.78 [(参考)時価総合利回り]と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

	10 11 11 12 11 12 2 2 2 2 E	12 (11111111111111111111111111111111111	,				(+14.075137
	年度	2015	年度末	2016	年度末	2017	年度末
区分			構成比		構成比		構成比
	国債	_	%	_	_ %	_	_ %
公 社	地方債	_	_	_	_	_	_
社 債	公社·公団債	2	100.0	1	100.0	2	100.0
IÇ.	計	2	100.0	1	100.0	2	100.0
 貸	公共団体		_	_	_	_	_
	公社·公団	_	_	_	_	_	_
付	計	_	_	_	_	_	_
合計		2	100.0	1	100.0	2	100.0

事業の状況

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区分	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)
(A)単体ソルベンシー・マージン総額	168,146	170,887
資本金等	57,084	52,528
価格変動準備金	1,104	1,292
危険準備金	_	_
異常危険準備金	60,938	65,396
一般貸倒引当金	5	2
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	43,617	47,195
土地の含み損益	40	900
払戻積立金超過額	_	_
負債性資本調達手段等	_	_
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	_	_
控除項目	_	_
その他	5,356	3,571
(B)単体リスクの合計額 √(R ₁ +R ₂) ² +(R ₃ +R ₄) ² +R ₅ +R ₆	25,370	25,867
一般保険リスク(R ₁)	12,180	12,484
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	_	_
予定利率リスク(R ₃)	1,045	983
資産運用リスク(R4)	13,476	13,941
経営管理リスク(R₅)	649	663
巨大災害リスク(R。)	5,766	5,746
(C)単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	1,325.5%	1,321.2%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- ●損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ●こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ●「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク):
 - 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク):
 - 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険(資産運用リスク):
 - 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険(経営管理リスク):
 - 業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):
 - 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ●「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- ●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

連結ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

年度	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)	
(A)連結ソルベンシー・マージン総額	165,947	168,792	
資本金等	57,520	53,071	
価格変動準備金	1,104	1,292	
危険準備金	_	_	
異常危険準備金	60,938	65,396	
一般貸倒引当金	5	2	
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	43,617	47,195	
土地の含み損益	40	900	
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の 合計額(税効果控除前)	△2,805	△2,637	
保険料積立金等余剰部分	_	_	
負債性資本調達手段等	_	_	
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の うち、マージンに算入されない額	_	_	
少額短期保険業者に係るマージン総額	_	_	
控除項目	_	_	
その他	5,527	3,571	
B)連結リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)}+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$	25, 374	25, 873	
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)	12,180	12,484	
生命保険契約の保険リスク(R2)	_	_	
第三分野保険の保険リスク(R ₃)	_	_	
少額短期保険業者の保険リスク(R₄)	_	_	
予定利率Uスク(R ₅)	1,045	983	
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)		_	
資産運用リスク(R ₇)	13,481	13,948	
経営管理リスク(R _s)	649	663	
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)	5,766	5,746	
(C)連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	1,307.9%	1,304.7%	

⁽注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2 (連結ソルベンシー・マージン) および第88条 (連結リスク) ならびに平成23年 金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- ●当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において保険代理業等を営んでいます。
- ●損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害 の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ●こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金 等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連 結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ●「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク・生命保険契約の保険リスク・第三分野保険の保険リスク・少額短期保険業者の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク):変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - ④資産運用上の危険(資産運用リスク):保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 ⑤経営管理上の危険(経営管理リスク):業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~④および⑥以外のもの
- ⑥巨大災害に係る危険(損害保険契約の巨大災害リスク):通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で 発生する巨大災害)により発生し得る危険
- ●連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)について計算対象に含めています。
- ●「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産 (剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ●連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

計算書類

貸借対照表 (単位:百万円)

年度	2016年月		2017年	·	(単位:日万円)	
+ 反	(2017年3月31	日現在)	(2018年3月31	日現在)	比較増減	
科目	金額	構成比	金額	構成比	2012-2112	
(資産の部)		%		%		
現金及び預貯金	39,852	9.54	59,544	14.35	19,692	
現金	5		4		△0	
預貯金	39,846		59,540		19,693	
有価証券	310, 291	74.25	285, 985	68.93	△24, 306	
国債	128,698		127,344		△1,353	
地方債	8,694		5,140		△3,553	
社債	95,355		76,139		△19,216	
株式	51,060		54,915		3,855	
外国証券	23,110		19,078		△4,031	
その他の証券	3,372		3,366		△6	
貸付金	275	0.07	234	0.06	△40	
保険約款貸付	275		234		△40	
有形固定資産	28,960	6.93	29,029	7.00	68	
土地	18,791		18,727		△63	
建物	9,190		9,064		△126	
リース資産	1		_		△1	
その他の有形固定資産	976		1,237		260	
無形固定資産	91	0.02	91	0.02	_	
その他資産	24,084	5.76	26, 104	6.29	2,020	
未収保険料	50		58		7	
代理店貸	6,013		9,892		3,878	
共同保険貸	166		222		56	
再保険貸	5,838		5,425		△413	
外国再保険貸	672		283		△389	
未収金	3,300		3,073		△226	
未収収益	617		525		△91	
預託金	885		875		△9	
地震保険預託金	937		987		49	
仮払金	5,143		4,729		△413	
金融派生商品	458		30		△428	
前払年金費用	1,569	0.38	1,510	0.36	△58	
繰延税金資産	12,902	3.09	12,478	3.01	△424	
貸倒引当金	△109	△0.03	△107	△0.03	1	
資産の部合計	417,919	100.00	414,872	100.00	△3,047	

					(単位:百万円)
年度	2016年 (2017年3月3	度 1口用左)	2017年 (2018年3月3	度10項左)	
科目	(2017年3月3 金 額	構成比	金額	構成比	比較増減
	並 領	1円以上	亚钒	1冊/XIL %	
(負債の部)					
保険契約準備金	293,812	70.30	293, 963	70.86	151
支払備金	48, 262		48,873		610
責任準備金	245,549		245,090		△458
その他負債	16, 497	3.95	15,696	3.78	△801
共同保険借	332		287		△45
再保険借	5,503		4,768		△735
外国再保険借	106		45		△61
未払法人税等	1,632		1,322		△309
預り金	241		243		1
前受収益	7		7		0
未払金	1,965		2,252		286
仮受金	6,692		6,754		62
金融派生商品	_		1		1
リース債務	1		_		△1
資産除去債務	11		11		△0
その他の負債	2		2		_
退職給付引当金	2, 156	0.52	2,339	0.56	183
賞与引当金	540	0.13	559	0.13	18
特別法上の準備金	1,104	0.26	1, 292	0.31	188
価格変動準備金	1,104		1,292		188
負債の部合計	314, 110	75.16	313,851	75.65	△258
(純資産の部)					
資本金	20,389	4.88	20,389	4.91	_
資本剰余金	15,518	3.71	15,518	3.74	_
資本準備金	12,620		12,620		_
その他資本剰余金	2,898		2,898		_
利益剰余金	32,077	7.68	26,522	6.39	△5,554
利益準備金	7,769		7,769		_
その他利益剰余金	24,307		18,753		△5,554
特別準備金	8,840		8,840		_
不動産圧縮積立金	1,778		1,745		△32
繰越利益剰余金	13,689		8,167		△5,521
株主資本合計	67,985	16.27	62, 430	15.05	△5,554
その他有価証券評価差額金	35,823	8.57	38,589	9.30	2,766
評価•換算差額等合計	35,823	8.57	38,589	9.30	2,766
純資産の部合計	103,808	24.84	101,020	24.35	△2,788
負債及び純資産の部合計	417,919	100.00	414,872	100.00	△3,047

〈2017年度の注記事項〉

- 1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - (1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっています。
 - (2)子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (4)その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
- 2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
- 3. 有形固定資産の減価償却は次のとおりとしています。
 - (1)リース資産以外の有形固定資産 定額法により行っています。
 - (2)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っています。

- 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
- 5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質 的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を担けしています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去 勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。数理 計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌期から費 用処理しています。

- 7. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 9. 外貨建債券に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引については、時価ヘッジを適用しています。 なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
- 10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 11. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額はありません。
 - (1) 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 - (2)延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。
 - (3)3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
 - (4)貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
- 12. 有形固定資産の減価償却累計額は22,882百万円、圧縮記帳額は4,890百万円です。
- 13. 関係会社に対する金銭債権総額は1百万円、金銭債務総額は481百万円です。

14. 繰延税金資産の総額は29,074百万円、繰延税金負債の総額は15,080百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は1,515百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金21,933百万円、退職給付引当金2,649百万円、有価証券評価損1,326百万円、 支払備金1,034百万円およびソフトウェア1,181百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金13,849百万円です。

- 15. 関係会社株式の額は、43百万円です。
- 16. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	44,093百万円
同上に係る出再支払備金	556百万円
差 引 (イ)	43,536百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ) 5,336百万円
- 計 (イ+□)	48,873百万円

17. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	120,442百万円
同上に係る出再責任準備金	2,905百万円
	117,536百万円
その他の責任準備金(ロ)	127,553百万円
計 (イ+ロ)	245,090百万円

18. 1株当たりの純資産額は480円31銭です。

算定上の基礎である純資産額は101,020百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は210,320千株です。

- 19. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
 - (1)退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	△21,057百万円
口.年金資産	10,785百万円
八.退職給付信託	6,805百万円
 二.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	△3,466百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	2,599百万円
へ.未認識過去勤務費用	38百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(二+ホ+へ)	△829百万円
チ.前払年金費用	1,510百万円
リ.退職給付引当金(トーチ)	△2,339百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.1%
長期期待運用収益率	1.70%
過去勤務費用の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

(3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金	確定給付企業年金	自社年金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△3,486	1,326	△5,493	△7,653
退職給付信託の年金資産	1,167	183	5,472	6,823
退職給付引当金(純額)	△2,318	_	△20	△2,339
前払年金費用(純額)	_	1,510	_	1,510

- 20. 上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。
- 21. 重要な後発事象に関する事項は次のとおりです。 当期末日後に、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。
- 22. ストック・オプションに関する事項は次のとおりです。
 - (1)ストック・オプションに係る当期における費用計上額および科目名営業費及び一般管理費 82百万円
 - 営業費及び一般管理費 82百万円 (2) 当期に付与したストック・オプションの内容

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当期末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (単位:百万円)

沢皿町井目			(単位:日万円)
年度	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	比較増減
科目	金額	金 額	
—————————————————————————————————————	149, 163	149, 452	289
保険引受収益	146,418	145,945	△472
正味収入保険料	140,118	141,820	1,701
収入積立保険料	2,034	1,866	△168
積立保険料等運用益	1,856	1,790	△66
責任準備金戻入額	2,392	458	△1,933
その他保険引受収益	14	9	△5
資産運用収益	2,671	3,418	747
利息及び配当金収入	4,322	4,526	204
有価証券売却益	195	464	269
有価証券償還益	_	201	201
為替差益	10	4 10	4 0
その他運用収益	△1,856	△1,790	66
積立保険料等運用益振替 その他経常収益	73	87	14
	_		
経常費用	140, 143	141,877	1,734
保険引受費用	115,500	117,552	2,052
正味支払保険金	72,937 9,786	75,185	2,247 △301
損害調査費	23,205	9,484 24,041	835
諸手数料及び集金費	8,809	6,705	△2, 104
満期返戻金 契約者配当金	23	36	13
支払備金繰入額	568	1,958	1,390
之好佣並除入領 為替差損	59	1,550	△57
その他保険引受費用	111	139	28
資産運用費用	668	393	△275
有価証券売却損	281	97	△184
有価証券評価損	30	_	△30
有価証券償還損	36	21	△14
金融派生商品費用	67	262	195
為替差損	202	_	△202
その他運用費用	49	11	△37
営業費及び一般管理費	23,488	23,841	353
その他経常費用	486	90	△ 395
その他の経常費用	486	90	△395
経常利益	9,019	7,574	△1,445
特別利益	274	16	△258
固定資産処分益	4	16	11
特別法上の準備金戻入額	270		△270
価格変動準備金	(270)	()	(△270)
特別損失	77	286	209
固定資産処分損	77	8	△69 89
減損損失 特別法上の準備金繰入額	_	89 188	188
税引前当期純利益	9,216	7,303	△1,912
法人税及び住民税	2,955	2,742	△213
法人税等調整額	△318	△784 1.057	△465 △670
法人税等合計 当期純利益	2,636 6,579	1,957 5,346	△679 △1,233
一分形式不可证	0,5/9	5,340	△1,Z33

〈2017年度の注記事項〉

- 1. 関係会社との取引による収益総額は133百万円、費用総額は3,155百万円です。
- 2.(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

. (1) 止味収入保険料の内訳は次のとおりです。	
収入保険料	164,409百万円
支払再保険料	22,588百万円
差 引	141,820百万円
(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりです。	
支払保険金	91,744百万円
回収再保険金	16,558百万円
差引	75,185百万円
(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。	
支払諸手数料及び集金費	25,311百万円
出再保険手数料	1,270百万円
差引	24,041百万円
(4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。	
支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	679百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△221百万円
差 引 (イ)	901百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	△290百万円
計 (イ+□)	610百万円
(5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。	
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△1,825百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△669百万円
差 引 (イ)	△1,155百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	697百万円
計 (イ+ロ)	△458百万円
(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。	
預貯金利息	2百万円
有価証券利息·配当金	4,253百万円
貸付金利息	11百万円
不動産賃貸料	256百万円
その他利息・配当金	3百万円
計	4,526百万円

- 3. 金融派生商品費用中の評価損益は1,012百万円の益です。
- 4. 1株当たりの当期純利益金額は25円42銭です。算定上の基礎である当期純利益は5,346百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は1,025百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勒務費用	843百万円
利息費用	21百万円
期待運用収益	△181百万円
数理計算上の差異の費用処理額	350百万円
過去勤務費用の費用処理額	△8百万円
<u></u> 計	1,025百万円

- 6. 当期における法定実効税率は28.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は26.8%であり、この差異の主要な内訳は、評価性引当額 △2.5%、住民税均等割1.4%、受取配当等の益金不算入額△1.4%、交際費等の損金不算入額0.6%です。
- 7. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

(単位:百万円)

田冷	千壬 米五	担託笠	減損損失			
用途	種類	場所等	土地	建物	合計	
売却予定不動産および 解体予定不動産	土地および建物	山梨県甲府市に保有するビル	63	26	89	

保険事業等の用に供している不動産については、保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等および売却予定不動産等については主たる用途に基づき個別の物件毎にグルーピングしています。

売却予定不動産および解体予定不動産において、建物の取り壊しが決定したことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としています。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等から処分費用見込額を減じた額です。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・ノロ ー 計算書			(単位:百万円)
年度	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	比較増減
科目	金額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益	9,216	7,303	△1,912
減価償却費	572	657	85
減損損失	_	89	89
支払備金の増減額(△は減少)	568	610	42
責任準備金の増減額(△は減少)	△2,392	△458	1,933
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△6	△1	5
退職給付引当金の増減額(△は減少)	174	183	8
賞与引当金の増減額(△は減少)	△68	18	87
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△270	188	459
利息及び配当金収入	△4,322	△4,526	△204
有価証券関係損益(△は益)	177	△550	△727
為替差損益(△は益)	149	△4	△154
有形固定資産関係損益(△は益)	73	△7	△81
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	2,136	△1,431	△3,568
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△1,770	△471	1,299
その他	_	△0	△0
小計	4,237	1,599	△2,637
利息及び配当金の受取額	4,840	4,661	△179
法人税等の支払額	△2,928	△3,059	△131
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,149	3,201	△2,947
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	90	552	462
有価証券の取得による支出	△25,248	△17,103	8,145
有価証券の売却・償還による収入	38,488	45,232	6,743
貸付けによる支出	△167	△126	41
貸付金の回収による収入	209	167	△42
資産運用活動計	13,371	28,722	15,351
営業活動及び資産運用活動計	19,520	31,923	12,403
有形固定資産の取得による支出	△767	△830	△62
有形固定資産の売却による収入	4	21	17
有形固定資産の除却による支出	△89	_	89
その他	△4	△0	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,513	27,913	15,399
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△8,210	△10,900	△2,689
リース債務の返済による支出	△2	△1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,213	△10,902	△2,688
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7	△19	△12
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	10,440	20, 192	9,751
現金及び現金同等物期首残高	25,803	36, 244	10,440
現金及び現金同等物期末残高	36, 244	56, 436	20, 192

〈2017年度の注記事項〉

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2018年3月31日現在)

現金及び預貯金 59,544百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △3,108百万円 現金及び現金同等物 56,436百万円

3.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

株主資本等変動計算書

2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本						
		資本剰余金利益乗			制余金			
				その他利益剰余金		余金		
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	特別準備金	不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,790	15,308	69,616
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩						△12	12	_
剰余金の配当							△8,210	△8,210
当期純利益							6,579	6,579
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△12	△1,619	△1,631
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,778	13,689	67,985

	評価・ 換算等 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産合計
当期首残高	35,646	105, 263
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		_
剰余金の配当		△8,210
当期純利益		6,579
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	176	176
当期変動額合計	176	△1,454
当期末残高	35,823	103,808

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日)

(単位	:	百万円)

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本金 資本 準備金				そ(の他利益剰	余金	· · 株主資本
			その他 資本 剰余金	利益 準備金	特別準備金	不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,778	13,689	67,985	
当期変動額									
不動産圧縮積立金の取崩						△32	32	_	
剰余金の配当							△10,900	△10,900	
当期純利益							5,346	5,346	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△32	△5,521	△5,554	
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,745	8,167	62,430	

	評価・ 換算等 その他 有価証価 差額金	純資産 合計
	35,823	103,808
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		_
剰余金の配当		△10,900
当期純利益		5,346
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,766	2,766
当期変動額合計	2,766	△2,788
	38,589	101,020

〈2017年度の注記事項〉

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発 行 済 株 式				
普通株式	210,320	_	_	210,320
	210,320	_	_	210,320

(注)自己株式については、該当ありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年5月16日 取締役会	普通株式	10,900百万円	51円83銭	2017年 3月31日	2017年 5月25日

(2) 基準日が2017年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2018年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月16日 取締役会	普通株式	9,901百万円	利益剰余金	47円08銭	2018年 3月31日	2018年 5月21日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表(主要項目)の推移

		1	(+12 - 12/31 3)
年度	2015年度	2016年度	2017年度
(資産の部)			
現金及び預貯金	29,586	39,852	59,544
有価証券	324, 135	310,291	285,985
貸付金	317	275	234
有形固定資産	28,770	28,960	29,029
無形固定資産	91	91	91
その他資産	24,961	24,084	26,104
前払年金費用	1,543	1,569	1,510
繰延税金資産	12,398	12,902	12,478
貸倒引当金	△115	△109	△107
資産の部合計	421,690	417,919	414,872
 (負債の部)			
保険契約準備金	295,636	293,812	293,963
その他負債	16,824	16,497	15,696
退職給付引当金	1,982	2,156	2,339
賞与引当金	609	540	559
特別法上の準備金	1,374	1,104	1,292
価格変動準備金	(1,374)	(1,104)	(1,292)
負債の部合計	316, 427	314,110	313,851
(純資産の部)			
資本金	20,389	20,389	20,389
資本剰余金	15,518	15,518	15,518
利益剰余金	33,708	32,077	26,522
株主資本合計	69,616	67,985	62,430
その他有価証券評価差額金	35,646	35,823	38,589
評価•換算差額等合計	35,646	35,823	38,589
純資産の部合計	105, 263	103,808	101,020
負債及び純資産の部合計	421,690	417,919	414,872

捐益計算書(主要項目)の推移

預益計算書(王安垻日)の推移	真益計算書(王安垻白)の推移 (単位:百万円)					
年度	2015年度 / 2015年4月1日から \	2016年度 / 2016年4月1日から \	2017年度 / 2017年4月1日から \			
<u>科目</u>	√2016年3月31日まで)	(2017年3月31日まで)	(2018年3月31日まで)			
経常収益	152, 255	149, 163	149, 452			
保険引受収益	148,811	146, 418	145,945			
正味収入保険料	138,671	140, 118	141,820			
収入積立保険料	2,302	2,034	1,866			
積立保険料等運用益	2,115	1,856	1,790			
支払備金戻入額	1,256	_	_			
責任準備金戻入額	4,437	2,392	458			
その他の保険引受収益	29	14	9			
資産運用収益	3, 141	2,671	3,418			
利息及び配当金収入	4,787	4,322	4,526			
有価証券売却益等	443	195	666			
その他の運用収益	25	10	15			
積立保険料等運用益振替	△2,115	△1,856	△1,790			
その他経常収益	301	73	87			
経常費用	142, 539	140, 143	141,877			
保険引受費用	117,938	115,500	117,552			
正味支払保険金	75,731	72,937	75,185			
損害調査費	9,747	9,786	9,484			
諸手数料及び集金費	22,251	23,205	24,041			
満期返戻金	10,093	8,809	6,705			
契約者配当金	18	23	36			
支払備金繰入額	—	568	1,958			
その他の保険引受費用	96	170	140			
での他の体験が交換所 資産運用費用	96 0	668	393			
有価証券売却損等	193	385	381			
	590	30	301			
有価証券評価損 その他の運用費用	176	252	11			
営業費及び一般管理費	23, 552	23,488	23,841			
名未負及び一般官珪貨 その他経常費用	23, 552 87	486	23,641			
経常利益	9,715	9,019				
	,		7,574			
特別利益	501	274	16			
固定資産処分益	215	4	16			
特別法上の準備金戻入額	286	270				
価格変動準備金	(286)	(270)	(-)			
特別損失	225	77	286			
固定資産処分損	116	77	8			
減損損失	108	_	89			
特別法上の準備金繰入額	-		188			
価格変動準備金 	(—)	(-)	(188)			
税引前当期純利益	9, 991	9,216	7,303			
法人税及び住民税	3, 194	2,955	2,742			
法人税等調整額	649	△318	△784			
法人税等合計	3,844	2,636	1,957			
当期純利益	6, 147	6,579	5,346			
		1				

1株当たり配当等の推移

年度 項目	2015年度	2016年度	2017年度
1株当たり配当額	39円04銭	51円83銭	47円08銭
1株当たり当期純利益金額	29円22銭	31円28銭	25円42銭
配当性向	133.61%	165.70%	185. 21%
1株当たり純資産額	500円49銭	493円57銭	480円31銭
従業員1人当たり総資産	180百万円	182百万円	183百万円

⁽注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

^{2.1}株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	2015年度	2016年度	2017年度
当期純利益(百万円)	6,147	6,579	5,346
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_	_
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,147	6,579	5,346
普通株式の期中平均株式(千株)	210,320	210,320	210,320

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位:百万円)

年度 区分	2015年度末	2016年度末	2017年度末
現金預貯金	13	5	4
	29,572	39,846	59,540
(郵便振替·郵便貯金)	(691)	(760)	(612)
(当座預金)	(1,485)	(1,549)	(107)
(普通預金)	(22,653)	(33,528)	(55,412)
(通知預金)	(960)	(400)	(300)
(定期預金)	(2,807)	(2,632)	(3,108)
(譲渡性預金)	(975)	(975)	(—)
	29,586	39,852	59,544

商品有価証券·同平均残高·同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

年度	2015年度末		2016	年度末	2017年度末	
区分		構成比		構成比		構成比
国債	135,871	41.9	128,698	41.5	127,344	44.5
地方債	13,525	4.2	8,694	2.8	5,140	1.8
社債	97,968	30.2	95,355	30.7	76,139	26.6
株式	46,591	14.4	51,060	16.5	54,915	19.2
外国証券	26,577	8.2	23,110	7.4	19,078	6.7
その他の証券	3,600	1.1	3,372	1.1	3,366	1.2
合計	324, 135	100.0	310,291	100.0	285,985	100.0

保有有価証券利回りの内訳と推移

区分	年度	2015年度	2016年度	2017年度
インカム利回り	公社債 株式 外国証券 その他	1.21 2.94 3.29 2.67	1.19 2.84 2.69 3.77	1.17 [%] 3.27 4.59 10.08
1)	合計	1.60	1.51	1.69
実現利回り	公社債 株式 外国証券 その他 合計	1.23 1.02 3.59 2.46 1.45	1.27 2.83 1.17 2.60	1.21 4.29 4.37 22.93
時価総合利回り	公社債 株式 外国証券 その他	4.47 △9.98 △1.69 △8.90	△0.60 11.40 △1.70 13.04	0.69 [*] 12.21 2.44 15.92
' ')	合計	1.38	1.21	2.92

- (注)1. 「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。
 - 2. 「実現利回り」は、P.78 「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。
 - 3. 「時価総合利回り」は、P.78 「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

								**
区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
	国債	_	5,000	17,500	16,100	22,600	48,800	110,000
2 0	地方債	3,500	1,900	1,300	_	_	1,500	8,200
1	社債	34,757	32,600	8,120	4,414	1,900	9,800	91,591
6 年	株式	_	_	_	_	_	51,060	51,060
6年度末	外国証券	3,002	6,326	1,743	7,236	1,660	2,451	22,421
末	その他の証券	29	_	_	_	_	3,343	3,372
	合計	41,288	45,826	28,663	27,750	26,160	116,955	286,645
	国債	1,000	13,100	14, 400	16,850	18,550	45,600	109,500
2	地方債	400	2,700	100	_	_	1,500	4,700
2 0 1	社債	15,760	37,822	4,500	2,984	2,500	9, 200	72,766
ラ 年 度 末	株式	_	_	_	_	_	54,915	54,915
度	外国証券	3,066	5,381	1,062	6,321	1,100	1,846	18,778
末	その他の証券	23	_	_	_	_	3,342	3,366
	合計	20, 250	59,003	20,062	26, 155	22, 150	116,404	264,027

(注)「元本額(額面金額)」を表示しています。

業種別保有株式 (単位:千株、百万円)

年度	2	015年度末		2	016年度末		2	017年度末	
区分	株 数	金額	構成比	株 数	金額	構成比	株 数	金 額	構成比
陸運業	13,348	9,869	21.2	10,160	9,147	17.9	3,990	9,924	18.1
金融保険業	16,194	8,224	17.7	16,192	9,392	18.4	12,966	9,636	17.5
食料品	3,265	5,063	10.9	3,164	5,308	10.4	2,507	5,380	9.8
その他製品	1,157	3,605	7.7	1,157	3,874	7.6	1,157	5,024	9.1
建設業	5,726	3,560	7.6	5,726	3,982	7.8	5,646	4,954	9.0
機械	7,997	2,858	6.1	7,997	4,164	8.2	3,513	4,497	8.2
商業	4,118	2,668	5.7	3,602	2,860	5.6	3,322	3,123	5.7
金属製品	1,701	2,406	5.2	1,701	3,055	6.0	1,701	3,067	5.6
サービス業	1,838	1,777	3.8	599	1,764	3.5	555	2,351	4.3
化学	2,612	1,832	3.9	2,529	2,098	4.1	2,484	2,338	4.3
その他	17,990	4,724	10.1	6,762	5,411	10.6	4, 487	4,616	8.4
合計	75,951	46,591	100.0	59,594	51,060	100.0	42,334	54,915	100.0

⁽注)1.業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

貸付金の残存期間別残高

2016年度末 (単位:百万円)

X	分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
	固定金利	_	_	_	_	_	_	_
国内企業向け	変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	計	_	_	_	_	_	_	_
	固定金利	_	_	_	_	_	275	275
そ の 他	変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	計	_	_	_		_	275	275
	固定金利	_	_	_	_	_	275	275
合 計	変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	計	_	_	_	_	_	275	275

2017年度末 (単位: 百万円)

X	分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
	固定金利	_	_	_	_	_	_	_
国内企業向け	変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	計	_	_	_	_	_	_	_
	固定金利	_	_	_		_	234	234
そ の 他	変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	計	_	_	_	_	_	234	234
合 計	固定金利	_	_	_	_	_	234	234
	変動金利	_	_	_	_	_	_	_
	計	_	_	_	_	_	234	234

98

^{2.} 陸運業は空運業を、化学は医薬品を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
区分		構成比		構成比		構成比
担保貸付	_	%	_	%	_	_ %
保証貸付	_	_	_	_	_	_
信用貸付	_	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_
一般貸付計	_	_	_		_	_
約款貸付	317	100.0	275	100.0	234	100.0
合計	317	100.0	275	100.0	234	100.0
(うち劣後特約付貸付)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

年原	2015	2015年度末		年度末	2017年度末	
区分		構成比		構成比		構成比
設備資金	_	%	_	_ %	_	_ %
運転資金	317	100.0	275	100.0	234	100.0
合計	317	100.0	275	100.0	234	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

> < 1 3 > > 1 < 1 3 31 3 3						(12 - 12) 1)
年度	2015	年度末	2016:	 年度末	2017	年度末
区分		構成比		構成比		構成比
農林·水産業		%	_	%	_	_ %
鉱業·採石業·砂利採取業	_	_	_	_	_	_
建設業	_	_	_	_	_	_
製造業	_	_	_		_	_
卸売業·小売業	_	_	_		_	_
金融業•保険業	_	_	_		_	_
不動産業·物品賃貸業	_	_	_		_	_
情報通信業	_	_	_		_	_
運輸業·郵便業	_	_	_	_	_	_
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_		_	_
サービス業等	_	_	_		_	_
その他	_	_	_		_	_
(うち個人住宅・消費者ローン)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
計	_	_	_	_	_	_
公共団体	_	_	_	_	_	_
公社·公団	_	_	_	_	_	_
約款貸付	317	100.0	275	100.0	234	100.0
合計	317	100.0	275	100.0	234	100.0

⁽注)業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
区分		構成比		構成比		構成比
大企業	_	_ %	_	_ %	_	_ %
中堅企業	_	_			_	_
中小企業	_	_	_		_	_
その他	_	_	_	_	_	_
一般貸付計	_	_	_	_	_	_

- (注) 1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 - 2.中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 - 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
 - 4.その他とは個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

	年度	2015年度末		2016年度末		2017年度末	
区分			構成比		構成比		構成比
玉	首都圏その他の地域	_	— %	_	— %	_	%
内		_	_	_	_		_
	国内計	_	<u> </u>	_	_	_	_
海外計	-	_	_	_	_	_	_
合計		_	_	_	_	_	_

- (注) 1.個人ローン・約款貸付等は含みません。
 - 2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

年度 区分	2015年度末	2016年度末	2017年度末
土地	18,791	18,791	18,727
営業用	17,930	17,922	17,821
賃貸用	860	868	905
建物	9, 241	9,190	9,064
営業用	8,415	8,366	8, 261
賃貸用	825	824	802
土地·建物合計	28,032	27,982	27, 791
営業用	26,346	26,288	26,083
賃貸用	1,686	1,693	1,708
建設仮勘定	_	_	_
営業用	_	_	_
賃貸用	<u> </u>	_	_
合計	28,032	27,982	27,791
営業用	26,346	26,288	26,083
賃貸用	1,686	1,693	1,708
リース資産	4	1	_
その他の有形固定資産	733	976	1,237
有形固定資産合計	28,770	28,960	29,029

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産 (単位:百万円)

区分	2015年度末	2016年度末	2017年度末
長期性資産	36,148	30,323	26, 329

⁽注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

年度	2015	年度末	2016	年度末	2017	年度末
区分		構成比		構成比		構成比
個人向ローン	_	_ %	_	_ %	_	%
住宅金融会社貸付	_	_	_	_	_	_
地方住宅供給公社貸付	_	_		_	_	_
合計	(—)	_	(—)	_	(_)	_
総貸付残高	317		275		234	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

区分	2015年度	2016年度	2017年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	_	_	_
危険債権	_	_	_
要管理債権	_	_	_
正常債権	322	280	238
合計	322	280	238

- (注)上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。
 - 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。
 - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
 - 3.要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金) および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金)です。ただし前記1.2.に掲げる貸付金を除きます。
 - 4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記1.2.3.およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、 地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

自己査定結果

2016年度 (単位:百万円)

	非分類資産		分 類 資 産							
区分	(1分類)	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	合計				
貸付金	275		_	_		275				
有価証券	309,223	1,068		30	1,098	310,322				
有形固定資産	28,960	_				28,960				
その他	78,311	85	102	1	189	78,501				
合計	416,771	1,153	102	31	1,287	418,058				

2017年度 (単位:百万円)

1 100									
	非分類資産		分 類 資 産						
区分	(I分類)	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	合 計			
貸付金	234	_	_	_	_	234			
有価証券	285,797	187	_	_	187	285, 985			
有形固定資産	28,990	38	_	_	38	29,029			
その他	99,543	82	104	0	187	99,730			
合計	414,566	307	104	0	412	414,979			

- (注)1.その他とは、預貯金、保険料債権、預託金等です。
 - 2.資産の自己査定結果における各分類区分は次のとおりです。
 - (1)非分類(I分類)資産

「 \mathbb{I} 分類、 \mathbb{I} 分類、 \mathbb{I} 分類としない資産」で、回収の危険性または価値の毀損の可能性について、問題のない資産です。

(2)Ⅱ分類資産

債権確保上の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

- (3)Ⅲ分類資産
 - ま終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
- 取於の回収を(4)Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産です。

3.各欄の金額は、自己査定による償却および評価損計上実施前の残高を表示しています。

支払備金 (単位: 百万円)

年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
火災	4,138	4,508	5,559
海上	61	43	6
傷害	3,425	3,355	3,069
自動車	30,459	30,773	30, 204
自動車損害賠償責任	5,944	5,627	5,336
その他	3,665	3,954	4,697
(うち賠償責任)	(1,891)	(2,139)	(2,071)
合計	47,694	48,262	48,873

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2013年度	44,550	22,775	20,534	1,240
2014年度	49,732	27,930	20,448	1,353
2015年度	42,737	22,921	19,526	289
2016年度	41,519	21,356	19, 281	881
2017年度	41,675	21,946	19, 158	571

⁽注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

^{2.}地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

^{3.} 当期把握見積り差額=期首支払備金ー(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険 (単位:百万円)

	事故発生年度 2013年度		芰	2014年度		2	015年月	·····································	2	016年月		2	017年月	 隻		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	43,699			40,993			41,918			42,663			42,490		
累計保険金+支払備金	1年後	42,901	0.982	△798	40,566	0.990	△427	41,238	0.984	△680	41,215	0.966	△1,448			
金 +	2年後	42,988	1.002	87	40,629	1.002	63	40,861	0.991	△377						
支払	3年後	42,886	0.998	△102	40,399	0.994	△230									
1佣 金	4年後	42,836	0.999	△50												
最終	※損害見積り額	4	2,836		2	10, 399)	4	40,861		4	41,215	5	4	42, 490)
累記	十保険金	4	1,756		3	38, 176	5	3	37,690)	3	35, 208	3	:	27, 157	,
支払	ム備金		1,080			2, 223	3		3, 171			6,007	7		15, 333	}

傷害保険 (単位:百万円)

	事故発生年度	2	2013年	度	2	014年	度	2	.015年.	度	2	016年月	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	017年月	
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	5,182			4,336			4,134			3,640			3,461		
累計保険金+支払備金	1年後	4,636	0.895	△546	4,250	0.980	△86	4,055	0.981	△79	3,658	1.005	18			
金 +	2年後	4,622	0.997	△14	4,300	1.012	50	4,057	1.000	2						
支払	3年後	4,678	1.012	56	4,286	0.997	△14									
金	4年後	4,640	0.992	△38												
最終	※損害見積り額		4,640)		4, 286			4,057			3,658			3,461	
累記	十保険金		4,545		4,168		3,768			3, 128				1,597		
支払	4備金		95		118		289		530			1,864				

賠償責任保険 (単位:百万円)

	事故発生年度 2013年度		度	2014年度		2	015年	芰	2	016年/	芰	2	2017年度			
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計	事故発生年度末	2,309			2,267			2,273			2,629			3,062		
累計保険金+	1年後	2,400	1.039	91	2,396	1.057	129	2,194	0.965	△79	2,769	1.053	140			
金 +	2年後	2,496	1.040	96	2,404	1.003	8	2,221	1.012	27						
支払備金	3年後	2,453	0.983	△43	2,307	0.960	△97									
1佣 金	4年後	2,437	0.993	△16												
最終	終損害見積り額		2, 437			2,307			2, 221			2,769			3,062	
累記	什保険金		2,315			2, 212			2,091			2,415			1,743	
支扎	ム備金		122			95			130			354			1,319	

⁽注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

^{3. [}変動]欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

責任準備金 (単位:百万円)

年度	2015年度末	2016年度末	2017年度末
火災	100,657	98,929	96, 948
海上	2,460	2,441	2, 438
傷害	41,358	36,643	33, 437
自動車	43,841	46,864	50, 191
自動車損害賠償責任	35, 127	35,538	35,782
その他	24, 495	25, 132	26, 291
(うち賠償責任)	(6, 263)	(6,645)	(7,025)
合計	247,941	245,549	245, 090

責任準備金積立水準

区分	年度	2016年度末	2017年度末
T=	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
積立方式	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
	積 立 率	100.0%	100.0%

- (注)1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
 - 2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
 - 3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
 - (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 - (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 - (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区 分		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
2016年度末	火災	77,023	20,846	_	1,048	10	98,929
	海上	4	2,436	_	_	_	2,441
	傷害	3,097	5,904	_	27,472	168	36,643
	自動車	28, 257	18,606	_	_		46,864
	自動車損害賠償責任	35,538	_	_	_		35,538
	その他	11,516	11,936	_	1,663	16	25, 132
	(うち賠償責任)	(2,043)	(4,602)	(—)	(—)	(—)	(6,645)
	合計	155,438	59,730	_	30,184	195	245,549
2017年度末	火災	76, 398	20, 220	_	326	3	96,948
	海上	2	2,436	_	_	_	2,438
	傷害	2,773	6, 258	_	24, 252	152	33,437
	自動車	27, 491	22,700	_	_	_	50, 191
	自動車損害賠償責任	35,782	_	_	_	_	35,782
	その他	12, 126	12,524	_	1,624	16	26, 291
	(うち賠償責任)	(2,092)	(4,932)	(—)	(—)	(—)	(7,025)
	合計	154, 574	64,139	_	26, 203	172	245,090

(注)地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

引当金明細表

2016年度 (単位:百万円)

区分		2015年度末 2016年度		2016年度減少額		2016年度末	松 市
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	摘要
貸	一般貸倒引当金	5	5	_	5*	5	※洗替による取崩額
貸倒引当金	個別貸倒引当金	110	1	6	1 *	103	※回収等による取崩額
金	計	115	6	6	7	109	
賞与	5引当金	609	540	609	_	540	
価格変動準備金		1,374	_	270	_	1,104	

2017年度 (単位:百万円)

区分		2016年度末 2017年度		王度 2017年度減少額		2017年度末	+卒 # 1
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	摘要
貸倒	一般貸倒引当金	5	_		2*	2	※洗替による取崩額
貸倒引当金	個別貸倒引当金	103	3	0	1 *	105	※回収等による取崩額
金	計	109	3	0	4	107	
賞与引当金		540	559	540	_	559	
価格変動準備金		1, 104	188	_	_	1, 292	

⁽注)退職給付引当金に関する事項はP.85に記載しています。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、「P.90、91株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

経理の状況

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位:百万円)

	年度		2015年度			2016年度			2017年度	
区分		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等		72	26	_	164	2	_	92	0	_
株式		69	9	590	31	_	30	371	96	_
外国証券		222	154	_	_	278	_	0	_	_
合計		363	191	590	195	281	30	464	97	_

⁽注)国債等には、国内公社債およびその他の証券を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位:百万円)

年度	2015年度		2016年度		2017年度	
区分	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地·建物	208	94	_	71	13	0
その他の有形固定資産	7	21	4	6	2	8
小計	215	116	4	77	16	8
無形固定資産	_	_	_	_	_	_
合計	215	116	4	77	16	8

事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

年度 区分	2015年度	2016年度	2017年度
人件費	18,885	18,687	18,589
物件費	12,960	13,218	13,419
税金	1,462	1,369	1,316
拠出金	△7	△0	0
負担金	_	_	_
諸手数料及び集金費	22, 251	23, 205	24,041
合計	55,552	56,480	57,366

⁽注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

^{2.} 拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

^{3.}負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2016年度 (単位: 百万円)

資産の種類	取得原価	2016年度償却額	償却累計額	2016年度末残高	償却累計率
建物	27,744	380	18,553	9,190	66.87%
営 業 用	24,920	338	16,554	8,366	66.43%
賃 貸 用	2,824	41	1,999	824	70.79%
リース資産	14	2	13	1	88.97%
その他の有形固定資産	5, 189	188	4,212	976	81.18%
合 計	32,948	572	22,779	10,169	

2017年度 (単位: 百万円)

資産の種類	取得原価	2017年度償却額	償却累計額	2017年度末残高	償却累計率
建物	27,895	394	18,830	9,064	67.50%
営 業 用	25,073	351	16,811	8, 261	67.05%
賃 貸 用	2,821	42	2,018	802	71.55%
リース資産	_	1	_	_	- %
その他の有形固定資産	5, 289	262	4,052	1,237	76.61%
合 計	33, 185	657	22,882	10,302	

- (注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。
 - 2.社宅用・厚生用の建物は、営業用に含めて表示しています。
 - 3.賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引) 該当ありません。

(オペレーティング・リース取引) 該当ありません。

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1% 上昇すると仮定します。				
計 算 方 法	 増加する発生損害額=既経過保険料×1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額 				
経常利益の減少額	1,044百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 191百万円				

経理の状況

金融商品関係

2016年度

①金融商品の状況に関する事項

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実にお支払いするために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値-保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位:百万円)

	2016年度末				
	貸借対照表計上額	時 価	差額		
(1)現金及び預貯金	39,852	39,852	_		
(2)有価証券					
満期保有目的の債券	1,212	1,404	192		
その他有価証券	305,423	305,423	_		
資産計	346,488	346,680	192		
(3) デリバティブ取引(*)					
ヘッジ会計が適用されていないもの	158	158	_		
ヘッジ会計が適用されているもの	300	300	_		
デリバティブ取引計	458	458	_		

^(*)その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。 また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)デリバティブ取引

「P.116デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりです。

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額3,655百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。 なお、貸付金(貸借対照表計上額275百万円)は全額約款貸付です。約款貸付は保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限

なお、貸付金(貸借対照表計上額275百万円)は全額約款貸付です。約款貸付は保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

		2016	年度末	
種 類	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*)	4,007	_	_	_
有価証券	41,288	74,490	53,911	62,551
満期保有目的の債券				
国債	_	_	_	1,200
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	_	22,500	38,700	47,600
地方債	3,500	3,200	_	1,500
社債	34,757	40,720	6,314	9,800
外国証券	3,002	8,070	8,897	2,451
その他	29	_	_	_
資産計	45, 296	74,490	53,911	62,551

⁻⁻⁻⁻(*)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

経理の状況

2017年度

①金融商品の状況に関する事項

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実にお支払いするために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値ー保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減を目的として、為替予約取引等も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位:百万円)

		2017年度末	(+12 · 17/1)
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	59,544	59, 544	_
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,211	1, 435	224
その他有価証券	281, 292	281, 292	_
資産計	342,048	342, 272	224
(3)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	_	_	_
ヘッジ会計が適用されているもの	29	29	_
デリバティブ取引計	29	29	_

^(*)その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。 また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)デリバティブ取引

「P.117デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりです。

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額3,481百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

なお、貸付金(貸借対照表計上額234百万円)は全額約款貸付です。約款貸付は保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

		2017	年度末	
種 類 	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*)	59, 540	_	_	_
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	_	_	_	1,200
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	1,000	27,500	35,400	44,400
地方債	400	2,800	_	1,500
社債	15,760	42,322	5,484	9,200
外国証券	3,066	6,443	7,421	1,846
その他	23	_	_	_
資産計	79,790	79,066	48, 305	56,300

^(*)過年度において、預貯金には、譲渡性預金を含めておりましたが、2017年度は該当ありません。

経理の状況

有価証券関係

2016年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位:百万円)

			2016年度末	
種類		貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,212	1,404	192
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	_	_	_
		1,212	1,404	192

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位:百万円)

	(12 2)				
			2016年度末		
種	類	取得原価	貸借対照表 計 上 額	差額	
<i>₩</i> + 1 pz →	公社債	189,617	209,630	20,012	
貸借対照表 計 上 額 が	株式	23,477	47,119	23,642	
司 上 額 か 取得原価を	外国証券	18,384	21,541	3,157	
超えるもの	その他	1,585	3,343	1,757	
	小計	233,064	281,634	48,569	
貸借対照表	公社債	21,931	21,905	△25	
計上額が	株式	1,267	1,194	△72	
取得原価を	外国証券	705	688	△16	
超えないもの	その他	975	975	_	
	小計	24,878	24,764	△114	
合	計	257,943	306,398	48,455	

⁽注)1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

⑤売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	種 類		2016年度		
	種 類		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公	社	債	5,978	164	△2
株		式	63	31	_
外	国 証	券	4,312	_	△278
そ	の	他	_	_	_
	ì	計	10,354	195	△281

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

その他有価証券について30百万円(時価を把握することが極めて困難と認められるもの)の減損処理を行っています。

^{2.2016}年度末の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(975百万円)をその他に含めています。

2017年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	2017年度末			
種 類		貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1, 211	1,435	224
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	_	_	_
合 計		1,211	1,435	224

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位:百万円)

			2017年度末			
種 	類	取得原価	貸借対照表 計 上 額	差額		
<i>↔</i> # ±1 nn +	公社債	154,873	173,966	19,092		
貸借対照表	株式	23,398	52,015	28,616		
計 上 額 が 取得原価を	外国証券	16,272	18,336	2,063		
超えるもの	その他	1,413	3,342	1,928		
	小計	195,958	247,660	51,701		
貸借対照表	公社債	33,486	33,446	△40		
計上額が	株式	224	184	△39		
取得原価を	外国証券	0	0	_		
超えないもの	その他	_	_	_		
	小計	33,711	33,631	△79		
合	計	229,670	281,292	51,622		

⁽注)1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

⑤売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種業	活	2017年度			
性	共	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
公社	債	1,569	92	0	
株	式	1,428	371	96	
外 国 証	E 券	200	0	_	
そ の	他	_	_	_	
合	計	3,198	464	97	

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

^{2.} 過年度の貸借対照表において、現金及び預貯金として処理されていた譲渡性預金、CP等をその他に含めておりましたが、2017年度は該当ありません。

経理の状況

金銭の信託関係

該当ありません。

デリバティブ取引関係

2016年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連 (単位: 百万円)

区			2016	年度末	
分	取引の種類	契 約	額等	時 価	評価損益
71			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
外の取引	ポンド	697	_	158	158
	合 計	_	_	158	158

⁽注)時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b.金利関連

該当ありません。

c.株式関連

該当ありません。

d.債券関連

該当ありません。

e.その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連 (単位: 百万円)

ヘッジ会計				2016年度末	
の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契 約	額等	時 価
				うち1年超	<u> </u>
時価ヘッジ	為替予約取引 売 建 米ドル ユーロ	その他有価証券	13,883 1,093	_ _	279 20
合 計			_	_	300

⁽注)時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b.金利関連

該当ありません。

c.株式関連

該当ありません。

d.債券関連

該当ありません。

e.その他

2017年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連 (単位: 百万円)

ヘッジ会計				2017年度末	
の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契 約	額等	時 価
				うち1年超	可到加
時価ヘッジ	為替予約取引 売 建 米ドル ューロ	その他有価証券	11,605 1,142	_ _	22 7
	合 計		12,748	_	29

⁽注)時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b.金利関連

該当ありません。

c.株式関連

該当ありません。

d.債券関連

該当ありません。

e.その他

経理の状況

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2017年4月1日から2018年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと2018年5月16日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等にしたがい、適切に遂行されていることを 事業年度ごとに確認していること。

コーポレート データ

沿革	120
株式の状況	121
会社の組織	123
役員の状況	124
従業員の状況	127
企業集団の状況	128
設備の状況	130

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
1908年(明治41年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
1910年 (明治43年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
1925年 (大正14年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
1942年(昭和17年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
1943年(昭和18年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併し、 現在の日新火災海上保険株式会社と改称
1949年(昭和24年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
1957年(昭和32年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
1970年(昭和45年) 4月	株式会社日新査定センター(後の日新火災損害調査株式会社)を設立
1978年(昭和53年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
1983年(昭和58年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1988年 (昭和63年) 11月	日新情報システム開発株式会社を設立
1991年 (平成 3年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1992年 (平成 4年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
1999年 (平成11年) 12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
2000年(平成12年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
2003年 (平成15年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・ 資本提携
2006年 (平成18年) 9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との 経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
2007年(平成19年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、 日新火災総合サービス株式会社と改称
2011年 (平成23年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併

株式の状況

株主及び株式の状況

2018年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は210,320千株です。なお、当社は、株式交換により2006年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。

基本事項

決 算 期 日 毎年3月31日

定時株主総会 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催

期末配当の基準日 毎年3月31日

公告掲載方法 電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、

東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。

(注)公告を掲載する当社ホームページ https://www.nisshinfire.co.jp/

1単元の株式数1,000株株主名簿管理人なし上場証券取引所なし

臨時株主総会

2018年4月1日付の臨時株主総会の決議事項は以下のとおりです。

決議事項 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり、承認可決されました。

第111期定時株主総会

第111期定時株主総会の報告事項は以下のとおりです。(報告日:2018年6月21日)

報告事項 2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 計算書類監査結果報告の件

上記について報告しました。

株式の状況

大株主

(2018年3月31日現在)

氏名または名称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	^{千株} 210,320	100.0
合	計	210,320	100.0

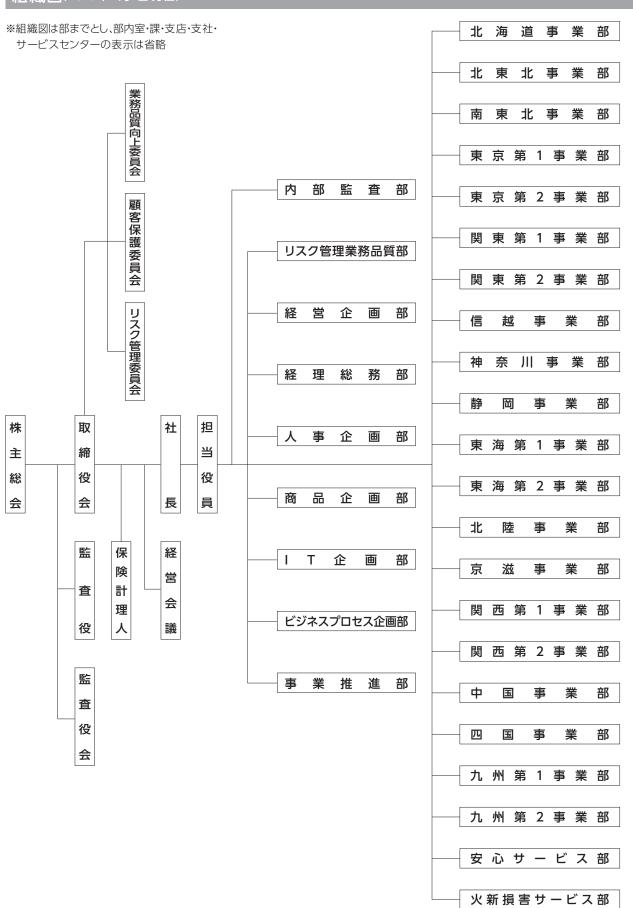
⁽注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

発行済株式総数及び資本金の額の推移

年 月 日	発行済	株式総数	資本会	金の額	
年月日	増 減 数	残 高	増 減 数	残 高	10 女
2001年3月31日	^{千株} △1,942	千株 194,805	千円 一	千円 15,634,652	利益による株式の消却 (2000年4月1日〜2001年3月31日)
2002年3月31日	△5,648	189, 157	_	15,634,652	利益による株式の消却 (2001年4月1日〜2002年3月31日)
2005年3月31日	2	189, 159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (2004年4月1日〜2005年3月31日)
2006年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (2005年4月1日〜2006年3月31日)
2007年3月31日	△2,376	210,320	_	20, 389, 640	自己株式の消却 (2006年4月1日〜2007年3月31日)
2018年3月31日	_	210,320	_	20,389,640	

会社の組織

組織図(2018年7月1日現在)



役員の状況

取締役 (2018年7月1日現在)

- 154 11-10 154		(2010年7731日96日)
役名	氏名 (生年月日)	略 歴
取締役社長 (代表取締役)	村 島 雅 人 (1960年3月21日生)	1982年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 2008年6月 執行役員営業推進部長 2009年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役常務執行役員経営企画部長 2010年6月 取締役常務執行役員経営企画部長 2011年4月 取締役常務執行役員 2012年6月 取締役社長(代表取締役) 2013年4月 取締役社長(代表取締役)改革推進本部長 2015年4月 取締役社長(代表取締役)(現職)
取締役	平 松 均 (1960年9月19日生)	1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員関西営業第三部長 2016年 4月 当社取締役常務執行役員事業推進本部長 2018年 4月 当社取締役常務執行役員(現職)
代表取締役	部か もと たか ひる 岡 本 隆 裕 (1962年7月4日生)	1985年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2013年6月 執行役員経営企画部長 2015年4月 執行役員人事総務部長 2016年4月 取締役常務執行役員人事総務部長 2017年4月 取締役常務執行役員 2018年4月 取締役(代表取締役)常務執行役員(現職)
取締役	坂本新 (1962年3月3日生)	1985年 4月 当社入社 以後 経理部長を経て、 2016年 4月 取締役執行役員経理部長 2017年 4月 取締役執行役員人事総務部長 2018年 4月 取締役常務執行役員(現職)
取締役	織山 晋 (1966年1月29日生)	1990年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2017年 4月 執行役員経営企画部長 2018年 4月 取締役執行役員(現職)
取締役	がき のき かず ひる 柿 木 一 宏 (1968年3月16日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 東京海上日動火災保険株式会社関西営業第一部長 2017年 4月 東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部部長 2018年 4月 東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部長(現職) 当社取締役(現職)

監査役 (2018年7月1日現在)

役名	氏 名 (生年月日)	略 歴
監査役 (常勤)	花 村 吉 昭 (1958年11月19日生)	1981年4月 当社入社 以後経営企画部長を経て、 2008年6月 取締役執行役員経営企画部長 2009年4月 取締役執行役員人事部長 2010年4月 取締役執行役員 同年6月 取締役常務執行役員 同年6月 取締役常務執行役員提害サービス本部長 2011年4月 取締役常務執行役員改革推進本部副本部長 2013年4月 取締役常務執行役員改革推進本部副本部長 2014年4月 取締役常務執行役員改革推進本部副本部長 2015年4月 取締役常務執行役員 2016年4月 取締役常務執行役員 1016年4月 取締役常務執行役員 1016年4月 取締役常務執行役員
監査役 (常勤)	伊藤武志 (1959年4月16日生)	1982年 4月 当社入社 以後 業務品質部推進役を経て、 2017年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役	深 尾邦彦 (1951年11月26日生)	1974年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2004年6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役 同 年10月 同社常務取締役 2006年6月 同社専務取締役 2008年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 2010年6月 同社専務取締役 2011年6月 同社取締役副社長 2012年6月 同社常勤監査役 2016年6月 同社常勤監査役
監査役	坂 本 佳 觀 (1953年9月5日生)	1977年4月 株式会社静岡銀行入行 2003年6月 同社コンプライアンス・リスク統括部長 2005年6月 同社理事浜松中央支店長 2007年4月 同社執行役員浜松営業部長 2010年4月 同社常務執行役員西部カンパニー長 2013年6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役副社長 2014年4月 同社代表取締役社長 2017年6月 当社監査役(現職)

⁽注)監査役深尾邦彦および坂本佳観は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

役員の状況

執行役員 (2018年7月1日現在)

投名	 氏 名 (生年月日)	略歴	(2018年/月1日現在) 担当
社長	村島雅人	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	平松均	「取締役」の欄をご参照ください。	経営企画部、事業推進部、火新損害サービス部
常務執行役員	一 本 隆 裕	「取締役」の欄をご参照ください。	内部監査部、経理総務部、商品 企画部
常務執行役員	佐々木俊哉 (1961年12月23日生)	1984年4月 当社入社 以後 本店営業部長を経て、 2014年4月 執行役員神奈川事業部長 2016年4月 常務執行役員(現職)	東京第2事業部、神奈川事業部、東海第1事業部、東海第2事業部
常務執行役員	坂本新	「取締役」の欄をご参照ください。	人事企画部、関東第1事業部、 信越事業部、安心サービス部
常務執行役員	** ★ 育 生 (1962年2月25日生)	1987年 5月 当社入社 以後 関東第2事業部長を経て、 2016年 4 月 執行役員北海道事業部長 2017年 4 月 執行役員IT企画部長 2018年 4 月 常務執行役員IT企画部長(現職)	IT企画部、(ビジネスプロセス企画部)
執行役員	丸尾 朗 (1961年9月10日生)	1985年4月 当社入社 以後 九州第1事業部長を経て、 2013年6月 執行役員九州第1事業部長 2014年4月 執行役員商品サービス部長 2015年4月 執行役員損害サービス企画部長 2017年4月 執行役員(現職)	東京第1事業部、関東第2事業部、九州第1事業部、九州第2事業部、(内部監査部)
執行役員	大田紀之 (1961年5月9日生)	1986年4月 当社入社 以後 南東北事業部長を経て、 2015年4月 執行役員営業企画部長 2018年4月 執行役員事業推進部長(現職)	
執行役員	を	1986年4月 当社入社 以後東京事業部長を経て、 2015年4月 執行役員東京事業部長 2016年4月 執行役員 2017年4月 執行役員事業推進本部副本部長 2018年4月 執行役員(現職)	北東北事業部、南東北事業部、静岡事業部、北陸事業部
執行役員	森 博彦 (1963年9月25日生)	1986年4月 当社入社 以後 西日本損害サービス業務部長を経て、 2015年4月 執行役員商品サービス部長 2017年4月 執行役員 2018年4月 執行役員経営企画部長(現職)	
執行役員	章 原 樹 彦 (1961年6月19日生)	1984年4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 2016年4月 執行役員静岡事業部長 2018年4月 執行役員(現職)	京滋事業部、関西第1事業部、 関西第2事業部、中国事業部、 四国事業部
執行役員	織山 晋	「取締役」の欄をご参照ください。	リスク管理業務品質部、ビジネス プロセス企画部、北海道事業部
執行役員	松 岡 正 人 (1965年4月13日生)	1990年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年4月 当社商品開発部担当部長 2017年4月 当社執行役員商品企画部長(現職)	
執行役員	久保田かおり (1962年8月5日生)	1981年4月 当社入社 以後 安心サービス部長を経て、 2018年4月 執行役員安心サービス部長(現職)	
執行役員	板東和彦 (1962年5月21日生)	1987年 4月 当社入社 以後 九州第1事業部長を経て、 2018年 4月 執行役員東京第2事業部長(現職)	
執行役員	天野正和 (1963年4月24日生)	1987年 4月 当社入社 以後 中国事業部長を経て、 2018年 4月 執行役員人事企画部長(現職)	

(注)担当欄の()は副担当です。

従業員の状況

従業員数等 (2018年3月31日現在)

従 業 員 数	2,260名	
平 均 年 齢	44.8歳	
平均勤務年数	15.6年	
平均年間給与	6,101,320円	

- (注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
 - 2.平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	社員(全国型•広域型)	社員(地域型)	合 計
2014年度	27名	5名	32名
2015年度	31名	14名	45名
2016年度	24名	24名	48名
2017年度	32名	15名	47名
2018年度	26名	20名	46名

⁽注) 職種転換者および関連会社からの移籍者は除いています。

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、地域に密着した代理店とともに高品質なサービスを提供する独自のビジネスモデルを実践することができる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、「コミュニケーションとリーダーシップを基盤に、プロとして成長し続ける人材」を求めています。

採用にあたっては、基本的人権の尊重や就職の機会均等をすべての応募者に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。また、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

社員育成体制

「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げた当社は、その実現のために目指す人材像を「人に優しくコミュニケーション力の高い人材」「損害保険サービスのプロとなる人材」「けん引力あるリーダー人材」と定め、真のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を体系的なプログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。 その後は、①階層別、②部門別、③職務別の各種研修のほか、OJTや自己啓発等、全社員に共通するプログラムを提供し、個々 に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また、教育や研修だけでなく、採用・配置(人事異動)・評価(昇格)のすべてを人材育成の機会と位置付けて、人材育成の取り組みを推進しています。

社員の健康増進に向けた取り組み

当社の経営理念を実現するためには、「社員一人ひとりが心身ともに健康であり、個々の持てる能力を発揮することが不可欠である」という考えのもと、社員の健康増進に向けた各種取り組みを実施しています。

特に、メンタル不調者対策、生活習慣病対策、喫煙対策を重点施策として掲げ、各種取り組みの実施にあたっては「経営者トップを責任者とするトップダウンの推進」「ライン管理職による職場の環境改善・快適化の推進」「日新火災健康保険組合との連携による推進」「働く社員自らの健康意識向上による推進」を主体として進めます。

また、今年度から始まった中期経営計画においても「社員の心身の健康と充実が、当社ならではの価値提供の第一歩」であるとしており、これからも社員全員の健康増進に積極的に取り組んでいきます。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 ほか

企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社グループは、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社のもと、当社および子会社4社で構成され、損害保険事業を営んでいます。2018年3月31日現在の事業系統図は以下のとおりです。

(1)損害保険事業および保険関連事業

損害保険事業を営んでいる会社は、当社です。

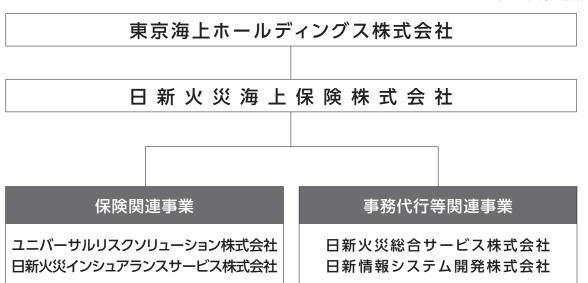
保険関連事業を営んでいる会社は、子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社および日新火災インシュアランスサービス株式会社であり、それぞれリスクコンサルタント業務、保険募集代理業務等を主要事業としています。

(2)事務代行等関連事業

事務代行等関連事業を営んでいる会社は、子会社である日新火災総合サービス株式会社および日新情報システム開発株式会社であり、それぞれ物流関係業務、システム設計業務等を主要事業としています。

[事業系統図]

(2018年3月31日現在)



子会社

(2018年3月31日現在)

会 社 名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災総合サービス 株式会社	1983. 2. 1	百万円 10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造·印刷·製本·集配業務、 付随設備保守管理業務等
日新情報システム開発 株式会社	1988.11. 1	20	100	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、ソフトウエア開発
ユニバーサルリスク ソリューション株式会社	2000. 4.11	10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務
日新火災インシュアランス サービス株式会社	1957. 7.24	20	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険代理業

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は8億30百万円でした。

主要な設備の状況

(2018年3月31日現在)

						(2	018年3月31日現在)
店名	所 属	帳 簿 価 額 (百万円)					公 兴 三米h
/6 12	出先機関	土地(面	i積 m²)	建物	動 産	リース資産	位業員数
東 京 本 社 ^{※1}	9 店	10,562(3,609)	3,425	141	_	561 ^人
さいたま本社**2	5	3,085(9,520)	1,237	581	_	230
信越事業部	7	281(1,826)	171	12	_	93
神奈川事業部	3	0(208)	183	12	_	84
北海道事業部	6	0(0)	0	24	_	98
北東北事業部南東北事業部	12	1,021(2,554)	625	30	_	208
静岡事業部	4	4(166)	88	12	_	77
東海第1事業部東海第2事業部	9	464(2, 183)	783	46	_	203
北陸事業部	3	28(121)	155	11	_	68
京 滋 事 業 部 関西第1事業部 関西第2事業部中 国 事 業 部 四 国 事 業 部	23	295(1,231)	381	74	_	444
九州第1事業部九州第2事業部	11	315(1,690)	145	44	_	194

- ※1本店事業部、東京事業部、関東第1事業部を含む。
- ※2関東第2事業部を含む。
- (注)1.上記「店名」は、本社または事業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本社または事業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。
 - 2. 上記はすべて営業用設備です。
 - 3.上記のほか、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

	帳簿	価 額
設備名	土地(面積 m²)	建物
名 古 屋 ビル (名古屋市中区)	(211)	196

4. 前記のほか、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳 簿	価 額
設備名	土地(面積 m²)	建物
トークハイム日進(さいたま市北区)	804 (3,529)	397

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失が利益を超える場合にその差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取消請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が 予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金とあわせ て保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。たとえば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項について事実と異なることを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険 金支払責任の一部または全部をほかの保険会社に転嫁するため の保険のことをいいます。

再保険料

保険上の責任をほかの保険会社に転嫁する際に、対価として支払 う保険料のことをいいます。

時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引い た金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険等で、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の 保険金請求権を、被保険者が他人(質権者)に質入れすることを いいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、 保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払等の保険契約上の保険会社が負う債務に対して、 あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以 降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立 てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返れい金、契約 者配当金のお支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当 準備金」および、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」 等の種類があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼・全壊) や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払う ことをいいます。

損害保険大学課程

「損保一般試験」に合格した募集人がさらにステップアップを目指す仕組みとして、「損害保険大学課程」(以下「本過程」といいます)を実施しています。本過程では、保険商品に関する知識に加え、保険募集に関連する深い専門知識や実践的な知識・業務スキルを身に付け、お客さまに対しより良いコンサルティングを行えるように「専門コース」と「コンサルティングコース」を設け、それぞれの試験に合格した募集人のうち、所定の認定要件を満たした方を一般社団法人日本損害保険協会が本過程の修了者として認定します。

損害保険募集人一般試験

損害保険代理店ならびにその役員および使用人が保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上を図ること、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の習得度の検証を目的として一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験制度のことをいいます。

損害保険用語の解説

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営 分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に 損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をさします。

そんぽADRセンター

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織です。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目の出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくという法則のことです。たとえば、火災等の事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることになります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険/一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といい、超える部分は無駄になります。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した場合等、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険等の補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせた長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9台 以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない 損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の 最高見積額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達 価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。 この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険 金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間 中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責 任は開始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生 した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のことで、その金額は、 保険会社と保険契約者との事前の契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、 契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、 保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とす る保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の対象

保険をつける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。 保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通する契約内容 を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規 定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります。)

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。なお、保険料分割払契約等、特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン/ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことを意味し、火災保険・自動車保険・傷害保険等が該当します。

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。 この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保 険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義 務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義 務を免れることになっています。たとえば、戦争その他変乱によっ て生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等 による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等 として記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、 保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額 を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式と があります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約するすべての保険をさす場合もあります。

店舗の一覧

東京本社(本店)	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 3292-8000
さいたま本社	〒330−9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	

- ●主な店舗を掲載しています。
- ●各店舗の営業時間は、9:00~17:00(土日祝除く)です。
- ●電話番号横に記載している〈営〉、〈損〉の文字は、それぞれ「営業担当」、「損害サービス担当」を表しています。

			(2018年7月1日現在)
北海道事業部	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1(札幌ブリックキューブ4F)	(011) 241-1311
札幌第1サービス支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1(札幌ブリックキューブ4F)	〈営〉(011)241-1315 〈損〉(011)241-1313
札幌第2サービス支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1(札幌ブリックキューブ4F)	〈営〉(011)241-1316 〈損〉(011)241-1345
旭川サービス支店	〒070-0034	北海道旭川市4条通9-1704-12(朝日生命旭川ビル3F)	〈営〉(0166)26-4431 〈損〉(0166)23-2732
道東サービス支店	〒085-0015	北海道釧路市北大通12-1-4(明治安田生命釧路第2ビル5F)	〈営〉(0154)23-8251 〈損〉(0154)23-8260
北東北事業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4330
盛岡サービス支店 	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	〈営〉(019)623-4316 〈損〉(019)623-4368
岩手南サービス支店 	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	〈営〉(0197)65-3821 〈損〉(0197)65-3833
青森サービス支店 	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	〈営〉 (017)775-1461 〈損〉 (017)775-1465 〈営〉 (0178)43-1567
八戸サービス支店 	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9(日新火災八戸ビル2F)	(日) (0178) 44-5309 (営) (018) 837-5255
秋田サービス支店 	〒010−0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	〈損〉(018)837-5254
南東北事業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1ー4ー7(日新火災仙台ビル5F)	(022) 227-3153
仙台サービス支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7(日新火災仙台ビル2F)	〈営〉(022)263-5465 〈損〉(022)227-2133
山形サービス支店 	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14(日新火災山形ビル2F)	(営) (023)622-4006 (損) (023)624-2900
酒田サービス支社	〒998−0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	〈営〉(0234)23-5106 〈損〉(0234)23-5968
郡山サービス支店	T963-8871	福島県郡山市本町2-1-12(日新火災郡山ビル2F)	〈営〉(024)932-2266 〈損〉(024)932-2280
福島サービス支店 	T960-8035	福島県福島市本町5-5(殖産銀行フコク生命ビル7F)	〈営〉(024)526-0205 〈損〉(024)522-9831
いわきサービス支店 	〒970−8026	福島県いわき市平字大町7-1(平セントラルビル7F)	〈営〉(0246)22-1881 〈損〉(0246)22-1951
会津若松サービス支店 	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	〈営〉(0242)24-5661 〈損〉(0242)24-5797
			(00)
東京第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5540
東京東サービス支店	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉(03)5282-5655 〈損〉(03)5282-5560
東京西サービス支店	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉(03)5282-5656 〈損〉(03)5282-5668
多摩サービス支店	〒190−0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	〈営〉(042)527-7771 〈損〉(042)524-0711
山梨サービス支店	〒400-0031	山梨県甲府市丸の内1-17-10(東武穴水ビル9F)	〈営〉 (055)228-1277 〈損〉 (055)228-1218

東京第2事業部	₸101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3		(03)5282-5555
公務金融サービス支店	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉 〈損〉	(03)5282-5547 (03)5282-5546
東京中央サービス支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉	(,
	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	〈営〉	(03)5282-5657
			〈損〉	(03)5282-5612
関東第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3		(03)5282-5639
水戸サービス支店		茨城県水戸市中央1-1-7(日新火災水戸ビル2F)	〈営〉	(029) 221-9125
	1310 0003	次城东小厂旧千人II / (口机入火小厂C/VZI)	〈損〉	
つくばサービス支店	〒305−0031	茨城県つくば市吾妻1-12-9(セントラルビルつくば301)	〈損〉	(029)844-9125 (029)844-9130
千葉北サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	〈営〉	(04)7163-7443 (04)7163-8256
 千葉サービス支店	∓ 260−0028	千葉県千葉市中央区新町24-9(千葉ウエストビル7F)	〈営〉	(043) 244-0521
			〈損〉 〈営〉	(043)244-3130 (028)635-1571
宇都宮サービス支店	T 320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24(日新火災宇都宮ビル2F)	〈損〉	(028)635-1183
明末 年 2束光如	=220,0211	ᄷᆍᇛᆉᇝᆉᅷᅷᄺᅈᆚᆉᄦᄼᄀ		(040)024 1400
関東第2事業部	₸330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	〈営〉	(048)834-1498 (048)834-2295
埼玉新都心サービス支店	₹330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1834
埼玉東サービス支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(営)	(048)761-6181 (048)755-2836
	T360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)		(048)523-1313
四玉北り一亡人文店	1300-0042	河下流流。 「河下流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流流		(048) 523-1215
埼玉西サービス支店	〒350−1123	埼玉県川越市脇田本町1-2(山崎ビル8F)		(049) 249-5117
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3(日新火災前橋ビル3F)		(027) 224-3622 (027) 224-5021
 太田サービス支店	T373-0851	群馬県太田市飯田町945(日新火災太田ビル2F)	〈営〉	(0276)45-4691
	13/3 0031	GT/NリホスШПJ5XUWJ 2+3 (日和1人火入田ビルZI)	〈損〉	(0276)45-4702
信越事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1479
			〈営〉	(026) 244-0232
長野サービス支店 	〒380−0901	長野県長野市居町47(日新火災長野ビル2F)	〈損〉	
松本サービス支店	〒390−0874	長野県松本市大手2-10-3(日新火災松本ビル2F)	(営)	(0263)33-3210
			〈損〉	(0263)33-9700 (025)245-0324
新潟サービス支店	〒950−0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	〈損〉	(025) 245-0345
長岡サービス支店	〒940−0052	新潟県長岡市神田町2-1-6(日新火災長岡ビル2F)	〈営〉	(0258)32-2285
民間グーと八文心	1940 0032	初7元末民國日平田町と 1 0(日初入天民間に70217)		(0258)32-2293
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23(日新火災三条ビル2F)	〈営〉	(0256)33-1045 (0256)32-8159
			(19/	(0230/32 0133
神奈川事業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル8F)		(045)633-5280
横浜サービス支店	〒221−0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	. — ,	(045) 461-2223
			〈損〉	(045) 461-2521 (045) 633-5291
I#X- I - L I I I I I I I I I I I I I I I I		神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル4F)		(045)633-5295
横浜中央サービス支店	〒231−0007	中永川未慎が同十四月入廻3 72(日初入入慎がこれず)	(担/	
横浜中央サービス支店 神奈川県央サービス支店	〒231-0007 〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	〈営〉	(042)749-1912
				(042)749-1912 (042)749-1921 (0463)21-2176

店舗の一覧

静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)		(054)253-3105
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	〈営〉	
			〈損〉	(054) 254-8896 (054) 645-2200
藤枝サービス支店	T 426-0034	静岡県藤枝市駅前1-15-1(マークス・ザ・タワー藤枝101)		(054)333-9292
			〈営〉	
沼津サービス支店	〒410−0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	〈損〉	
富士サービス支店	₹417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	〈営〉	(0545)52-1532
	1417-0043		〈損〉	
浜松サービス支店	〒430−0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	〈営〉	(053) 455-4311
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		31313(1211	〈損〉	(053) 455-4395
東海第1事業部	∓ 460-0003			(052)221 7676
宋/	T460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11 (日新火災名古屋ビル2F)	/ 24 \	(052)231-7676
名古屋第1サービス支店	₹460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)		(052) 231-1112 (052) 231-1113
名古屋第2サービス支店	∓ 460−0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	〈営〉	
	1 100 0003	変元が、自己注刊・世頭22 ・・・・(自力1/2/2/2012年1/2017)		(052)231-9226
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5(日新火災岡崎ビル2F)		(0564)21-1601
				(0564) 21-1576 (0532) 54-3188
豊橋サービス支社	₹440-0881	愛知県豊橋市広小路3-45-2(豊橋第一生命ビルディング5F)		(0532)54-3185
				(0568)81-8400
愛知北サービス支店	〒486−0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268(日新火災春日井ビル2F)	〈損〉	
京井 パフナ庄	=401 0042	平加見 ウェル吹1 2 10(小吹/ご) 2F)	〈営〉	(0586)72-0178
—宮サービス支店 ————————————————————————————————————	〒491−0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	〈損〉	(0586)72-0511
東海第2事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)		(052)231-7531
岐阜サービス支店	T 500-8069	岐阜県岐阜市今小町28(日新火災岐阜ビル2F)	〈営〉	
				(058) 264-8231
高山サービス支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	〈営〉	
			〈損〉	
多治見サービス支店	〒507−0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2(日新火災多治見ビル2F)		(0572)25-8661
			〈営〉	(059) 351-2477
三重サービス支店	〒510−0068	三重県四日市市三栄町2-17(日新火災四日市ビル2F)		(059) 351-2977
一手中中井 ビフ士庁	T514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	〈営〉	(059) 227-5185
三重中央サービス支店 	1514-0026	三里宗洋川宋凡之内22-14(洋ノコン生命にル35)	〈損〉	(059) 227-6231
11 a W				()
北陸事業部	〒920−0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル3F)		(076)203-9005
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル4F)	〈営〉	(076) 263-2150
				(076) 263-2180
福井サービス支店	〒910−0005	福井県福井市大手3-14-9(商工中金E·S福井ビル4F)		(0776) 21-0401
			〈炷/	(0776) 27-2851 (076) 433-3545
富山サービス支店	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11(富山フコク生命第2ビル3F)	〈損〉	(076) 433-3557
京滋事業部	〒600−8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル8F)		(075)211-4591
古却井 リッコナウ	=600,0004	方知在方规士下方应用女译生时来 1 11 大点‰时250/只述:1,《《云柳》:1 75\	〈営〉	(075)211-4592
京都サービス支店	〒600−8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	〈損〉	(075) 211-4594
福知山サービス支社	〒620−0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	〈営〉	(0773) 22-6327
	1020 0039	小型に国内は「大型」とOO(LIVLLCI/VZL)	〈損〉	(0773) 24-6390
大津サービス支店	T 520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)		(077) 522-4077
			〈損〉	
彦根サービス支店	T 522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	〈営〉	(0749) 22-1826
			〈損〉	(0749) 23-1960

関西第1事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9820
大阪第1サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	〈営〉 (06)6312-9811 〈損〉 (06)6312-9843
大阪第2サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	〈営〉(06)6312-9825 〈損〉(06)6312-9838
北大阪サービス支店	T567-0032	大阪府茨木市西駅前町5-1(京都銀行茨木ビル3F)	〈営〉(072)623-6146 〈損〉(072)625-3071
神戸サービス支店	⊤ 651−0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	〈営〉(078)242-4911 〈損〉(078)242-4930
姫路サービス支店	〒670−0965	兵庫県姫路市東延末1-1(姫路NKビル10F)	〈営〉 (079)288-5580 〈損〉 (079)288-5376
関西第2事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9805
大阪東サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	〈営〉 (06)6312-9835 〈損〉 (06)6312-9846
南大阪サービス支店	〒590−0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	〈営〉(072)238-1985 〈損〉(072)222-3873
和歌山サービス支店	〒640−8045	和歌山県和歌山市ト半町31(日新火災和歌山ビル2F)	〈営〉(073)422-1131 〈損〉(073)422-1134
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	〈営〉(0739)24-1621 〈損〉(0739)24-1671
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F)	〈営〉(0744)23-3650 〈損〉(0744)23-3982
中国事業部	〒700−0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	(086) 235-1575
広島サービス支店	T 730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	〈営〉(082)247-9262 〈損〉(082)247-9265
福山サービス支店	〒720-0064	広島県福山市延広町1-25(明治安田生命福山駅前ビル6F)	〈営〉(084)922-2129 〈損〉(084)923-4108
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2−11(吉幸ビル1F)	〈営〉(0835)25-1711 〈損〉(0835)38-6250
岡山サービス支店	〒700−0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	〈営〉(086)225-0541 〈損〉(086)224-7976
島根サービス支店	T 690-0887	島根県松江市殿町516(山陰鴻池ビル4F)	〈営〉(0852)22-3525 〈損〉(0852)22-3575
鳥取サービス支社	〒680−0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	〈営〉(0857)23-4651 〈損〉(0857)21-7415
四国事業部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(高松スクエアビル8F)	(087)851-0026
高松サービス支店	T 760-0025	香川県高松市古新町8-1 (高松スクエアビル8F)	〈営〉(087)851-0030 〈損〉(087)851-0032
松山サービス支社	〒790−0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	〈営〉(089)941-8298 〈損〉(089)931-6113
伊予三島サービス支店	〒799−0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	〈営〉(0896)24-5306 〈損〉(0896)24-5324
徳島サービス支社	〒770−0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(徳島駅前171ビル4F)	(営) (088)622-3711 (損) (088)622-3716
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央ビジネススクエア9F)	〈営〉(088)823-4488 〈損〉(088)823-4469
			(127) (000)023 1.403

店舗の一覧

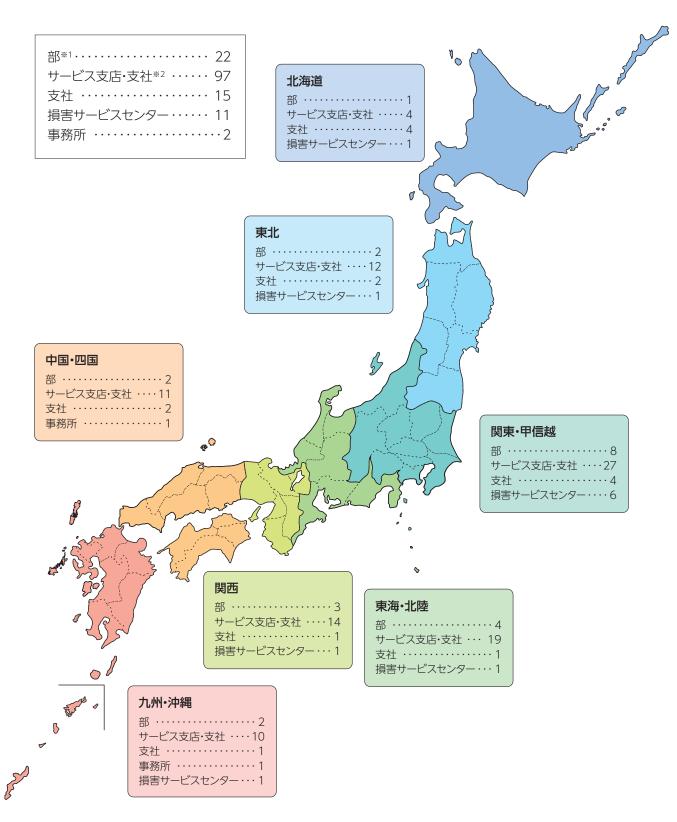
九州第1事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)		(092) 281-8162
福岡サービス支店	〒812−0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	〈営〉	(092) 281-8161
			<u>〈損〉</u> 〈営〉	(092) 281-8164 (0942) 35-2819
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル2F)	〈損〉	(0942)33-4450
	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37(佐賀駅前センタービル8F)	〈営〉	(0952) 22-4711
			<u>〈損〉</u> 〈営〉	(0952)22-4181 (093)923-1581
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4(日新火災小倉ビル1F)	〈損〉	(093) 923-1591
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	〈営〉 〈損〉	(097)535-2143 (097)535-2141
九州第2事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)		(092) 281-8171
熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	〈営〉 〈損〉	(096) 325-7211 (096) 325-7115
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20(日新火災鹿児島ビル2F)	〈営〉 〈損〉	(099) 254-1115 (099) 254-2440
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	〈営〉 〈損〉	(0985) 24-3833 (0985) 24-3883
長崎サービス支店	〒850-0032	長崎県長崎市興善町6-5(興善町イーストビル1F)	〈営〉 〈損〉	(095)825-4131 (095)825-4135
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4−14(日新火災佐世保ビル2F)	〈営〉 〈損〉	(0956) 23-3171 (0956) 23-3230
安心サービス部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1539
安心初期対応センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1539
安心お支払センター(車物チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-2731
安心お支払センター(人傷チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1776
債権管理センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1723
自賠責損害サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-2577
カスタマーセンター(事故受付チーム)	〒330−9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1348
火新損害サービス部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3		(03)5282-5557
損害サービス課	₹101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3		(03)5282-5557
 医療保険サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3		(03)5282-5647
	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7(日新火災仙台ビル5F)		(022)227-2135
	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西1-1-1(札幌ブリックキューブ4F)		(011)241-1314
 傷害サービスセンター(第1G)	〒330−9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1124
 傷害サービスセンター(第2G)	T330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-1192
 傷害サービスセンター(第3G)	₹330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5		(048)834-2371
首都圏火新サービスセンター	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3		(03)5282-5558
 東海火新サービスセンター	T460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)		(052)231-9225
西日本火新サービスセンター	〒530−0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)		(06)6312-9850
九州火新サービスセンター	T812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)		(092)281-8136
サービス24 (受付時間 24時間	引365日)		01	20-25-7474

0120-616-898

日新火災テレフォンサービスセンター (受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝 9:00~17:00)

自動車保険(ユーサイド)の契約内容変更、各種相談・問い合わせ等

店舗ネットワーク



各店舗の一覧についてはP.134「店舗の一覧」をご覧ください。

- ※1 部には、「事業部、安心サービス部、火新損害サービス部」の合計部数を表示しています。
- ※2 当社では、各地のサービス支店・支社において、営業と損害サービスを一体化したサービスをお届けしています。

日新火災海上保険株式会社

〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL.03-3292-8000(大代表) https://www.nisshinfire.co.jp/

日新火災は、東京海上日動と同じグループの会社です。 日新火災は、東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。







東京 2020 ゴールドパートナー (損害保険)





